

第45回 佐用町議会(定例)会議録 (第3日)

平成23年9月26日(月曜日)

出席議員 (17名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	岡 本 義 次	4番	敏 森 正 勝
	5番	金 谷 英 志	6番	松 尾 文 雄
	7番	井 上 洋 文		
	9番	高 木 照 雄	10番	山 本 幹 雄
	11番	大 下 吉 三 郎	12番	岡 本 安 夫
	13番	石 黒 永 剛	14番	山 田 弘 治
	15番	西 岡 正	16番	鍋 島 裕 文
	17番	平 岡 き ぬ 糸	18番	矢 内 作 夫
欠席議員 (1名)	8番	笹 田 鈴 香		
遅刻議員 (1名)	9番	高 木 照 雄		
		午後1時から入場		
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	大久保 八 郎	書 記	尾 崎 基 彦
	書 記	高 橋 真 弓		
説明のため出席 した者の職氏名 (20名)	町 長	庵 迢 典 章	副 町 長	高 見 俊 男
	教 育 長	勝 山 剛	総 務 課 長	坪 内 頼 男
	企画防災課長	平 井 隆 樹	税 務 課 長	橋 本 公 六
	住 民 課 長	谷 口 行 雄	健康福祉課長	野 村 正 明
	農林振興課長	茅 原 武	商工観光課長	前 澤 敏 美
	建 設 課 長	上 野 耕 作	上下水道課長	小 林 裕 和
	生涯学習課長	保 井 正 文	天文台公園長	黒 田 武 彦
	上月支所長	岩 本 弘 美	南光支所長	上 谷 和 之
	三日月支所長	廣 瀬 秋 好	会 計 課 長	長 尾 富 夫
	消 防 長	敏 蔭 将 弘	教 育 課 長	坂 本 博 美
欠 席 者 (名)				
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

日程第 1 . 一般質問

午前 10 時 01 分 開議

議長（矢内作夫君） それでは、おはようございます。

早朝よりお揃いでご出席を賜り、誠にご苦労様でございます。

昨日は、町内 10 小学校で運動会が行われました。お蔭様で好天に恵まれまして、無事全ての会場、終了いたしました。議員の皆様方には、それぞれの会場でご出席をいただきました。ご苦労様ございました。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

ここで報告をしておきますが、高木議員から妻検査付き添いのためということで遅刻届が出ております。また、笹田議員からは、入院のためということで、欠席届が出ておりますので認めております。報告をしておきます。

それでは、直ちに日程に入ります。

日程第 1 . 一般質問

議長（矢内作夫君） 日程第 1 は一般質問であります。10 名の議員から質問の通告を受けておりますので通告に基づき順次議長より指名をいたします。

まず初めに 3 番、岡本義次君の発言を許可いたします。岡本義次君。

〔 3 番 岡本義次君 登壇 〕

3 番（岡本義次君） 皆さん、おはようございます。3 番議席、岡本義次でございます。

暑い暑いと言っておりましたけれど、暑さ寒さも彼岸までということで、すっかり朝夕はですね、秋の気配を漂わせ涼しくなって参りました。マンジュシャゲもきれいに咲いております。稲の刈入れも行われて豊作じゃないかと思っております。

今年ですね、殊の外台風が次々とやって参りまして、和歌山県的那智や熊野の方でも、そして、奈良県の十津川でも大水害に見舞われました。そして、多くの堰止湖をつくったり、多くの方が亡くなったり、大変な状態になっております。その台風がですね、また、関東や東北の方にも、たくさんの雨をもたらしましてですね、大被害、ダブルパンチのような格好で、東北の方も大変、お気の毒に思っております。私も東北の方に 1 回、ボランティアに行かせていただいて、テレビでは、何回か見たんでございますが、実際にした時には、想像を絶する本当に酷い状態になっておりました。やはり、全国の皆さんや国や県や、それぞれの所から協力なしには、なかなか立ち直ることができないと思います。

佐用町におきましても、一昨年、20 名の方が亡くなるという人的被害や 1,000 戸に及ぶ家屋。そして住宅や商業施設、それから事業所等、浸水を受けまして、その復興に今、皆さんがご努力されております、また、河川の方につきましてもですね、2 年経ちまして、町内、あちらこちら工事されましてですね、大分進んではおりますけれど、まだまだ、その爪痕は残っております。

全国的に東北や和歌山、そして佐用の亡くなられた方に対して、ご冥福をお祈りすると

同時に、また、被災にあわれた皆様には、お見舞いを心より申し上げたいと思います。

本日は、3件の質問をさせていただきます。

1件につきましては、仮設住宅の入居者とはということで、一昨年の台風9号による佐用町にも人的被害をもたらし、家屋商店を浸水、河川道路農地等に甚大な被害をもたらしました。被害を受けられた方で、何人の方が余儀なく、仮設住宅に入居されておりました。その途中、自力でお家を新築された方、また、リフォームされてお帰りになった方といらっしゃるかもしれませんが、仮設住宅に残られた方もありました。そこで次のことを町長に伺っていきます。

1つ、当初、何家屋、何人の方が仮設住宅に入居されていたのでしょうか。

2つ、最後まで入居されていた方は何家族の何人だったのでしょうか。

3つ、その最後まで残られた方は、今後どうされるか。そういう聞き取り調査等のことはされておりますでしょうか。

4つ、町営住宅に入居された方は何家屋、何人でしょうか。

5つ、その方達の支援は、どうなっているのでございましょうか。

6つ、町営住宅に入居されている方には、より期間を長くするとか、低料金をするとか願うことでございかもしれませんが、そのことにつきましては、どうなっているのででしょうか。そのことについて、伺っていききたいと思います。

なお、2件目のですね、姫新線の300万目標、乗車目標できるのかということと、デジタル化の切り替えについては、自席よりまた、再度、問うていきます。よろしくお願ひしたいと思います。

議長（矢内作夫君） はい、町長、答弁をお願いします。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） 早朝からご苦労様でございます。本議会におきましては、10名の議員の皆さんから質問の通告をいただいております。それぞれ、精一杯答弁をさせていただきますと思っております。どうぞ、よろしくお願ひを申し上げます。

それでは、まず、岡本議員からのご質問の仮設住宅入居者についてのご質問でございますが、仮設住宅入居者は、延べ44戸122名で、最後まで入居されていた方は、8月31日までで2戸2名でございます。1名は五反田住宅へ入居され、1名は久崎住宅に入居されております。

次に町営住宅等へ入居された方の世帯数、人数及び支援内容等についてお答えをさせていただきます。入居状況でございますが、9月1日現在で、町営住宅へ3世帯6名、定住促進住宅へ18世帯35名、合計21世帯41名が入居をいただいております。また、支援内容は、住宅家賃減免要綱を定め、9月から3年間、家賃から2割を減免し、被災された方々の生活再建の支援を行うことといたしております。

減免期間、減免額の決定にあたりましては、自力で住宅を再建された方々が受けることが可能な支援内容との均衡を考慮して定めておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、再質問、岡本君。

3番(岡本義次君) 当初ですね、44件の方、122名が仮設にお入りになったということでございますけれど、最初ですね、五反田、そして上月中学校の所、そして、久崎の笹ヶ丘と、確か3箇所、そういう仮設という格好をされたと思います。その44件の122名の方は、それぞれ佐用、上月、久崎と、その内訳は、どうだったんでしょうか。それ、まず最初お願いしたいと思います。

〔町長 挙手〕

議長(矢内作夫君) はい、町長。

町長(庵逄典章君) そこまでの資料は、ここに今、持っておりませんが、この44戸というのは、仮設住宅を建設した、新たに建設した仮設住宅です。

それから、五反田のまあ、旧促進住宅、これをまあ、仮設住宅として、今、使用、利用してですね、被災者の方々の仮の入居、仮に入居していただいたという形になりました。このことはですね、これまでずっと、以来ですね、皆さん方にも十分まあ、いろいろと状況を説明をさせてきていただいたと思っております。

で、五反田の住宅に、仮設住宅として、2年間入居された方も引き続いてですね、入居を希望される方につきましては、五反田住宅にも、そのまま引き続いて、今度は、町の町営住宅としての入居に切り替えてですね、入居をいただいております。ですから、この44戸の中には入っておりません。まあ、そういうことで、全ての方がですね、完全に、それぞれ仮設という形から定住的な住宅、それぞれ町営住宅、また、個人の住宅、そういう形で、次の段階ですね、ステップに入っていたということ、ご理解いただきたいと思っております。

〔岡本義君 挙手〕

議長(矢内作夫君) はい、岡本君。

3番(岡本義次君) まあ、最終的にですね、2戸の方が、2名残られたと。最後まで2年間ですね、仮設にいらっしゃったと。そしたら、五反田にいらっしゃった方につきましてはですね、どう言うんですか、そのまま、町長説明の中でですね、そのまま五反田に、町営住宅にお入りになったということでございますけれど、その方については、その2年間ということじゃなくて、途中で、いわゆる町営住宅、お金払ってね、その町の方の住宅という解釈でよろしいんですか。それは。

〔町長 挙手〕

議長(矢内作夫君) はい、町長。

町長(庵逄典章君) いや、この2年間は、仮設住宅として取り扱いしましたからね、家賃は、当然、減免してきたわけです。で、2年後に、そういう形で、きちっと今度は、町営住宅の入居という形で切り替えをして、家賃は、いただくという形になります。

しかし、その家賃についても減免をしたということでございます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本君。

3番（岡本義次君） すいません。まあ、そのように、ほな、五反田にいらっしゃって2年間は、まあ、そういう減免されたり、そしてまた、最終的に、仮設住宅に入られた方も、2戸の2名いらっしゃったけれど、その方も含めて、そういう今、町長言われたようにです、住宅家賃を3年間と、そして、2割の減免されたと、こういうことで、いうことです。分かりました。

そのことにつきましてね、やはり、まだまだお家を新築されたり、リフォームされたりいうことで、お帰りになった方はね、まだ、よろしいかと思えますけれど、そういう最終的に残られて2年間いらっしゃたい方は、まあ、1つは、そういう特例としてですね、3年なり2割の減免ということでございますけれど、やはり、そういう傷跡いうんか、被害を受けられた方で、高齢めされた、そしてまた収入がないというような方につきましてね、やはりあの、そういうまあ、政府なり町なりの、そういう公務的にですね、やはり支援をしてあげていかないとですね、なかなか大変なんだなということをお分かっております。まあ、引き続き、そこらへんについてはですね、今のところは、3年の2割ということでございますけれど、まああの、更にですね、その3年後には、その方達が、また立ち直ってね、少しでも良い状態に置かれればね、いいんですけど、また、その時には、その時として、町としても判断して、助成の方もひとつお願いしたいと思っております。

このことにつきましては、終わりました、2点目のですね、姫新線の乗車目標はできるのかということに問うていきます。

J R 姫新線に姫路市、たつの市、佐用町の沿線市町が、目標に向かって懸命な努力がなされております。次の事を町長に伺っていきます。

1つ、8月末で何人の方が姫新線を利用されたのでしょうか。

2つ、現在行われている10人以上の勉強等の目的であれば往復無料という制度を広報なり防災無線で町内に流されておりますけれど、その措置がとられているが、現在、何人の利用があり金額はいくら使われたのでしょうか。

3つ、その措置は、最終いくらの方が利用し、その金額は、最終的に、いくらぐらいかということですね。

それから、4つ目ではですね、職員の県庁とか公務の利用は、何人ぐらいされたのでしょうか。

5つ、小、中学校や幼稚園等の遠足等の利用はあったのでしょうか。

6つ、その利用者は、何人でしょうか。

7つ、目標達成の為に更なる何らかの計画は、あるのでしょうか。

そのことについて、伺っていきます。

議長（矢内作夫君） はい、町長、登壇で、答弁をお願いします。

〔町長 庵道典章君 登壇〕

町長（庵道典章君） それでは、姫新線の乗車目標などについてのご質問でございますが、8月末で乗車数は公表されていないために、今年度の状況は、今は、分かっておりません。現在、J R 西日本から公表されておりますのは、平成22年度の年間乗客数のみでございます。

まして、年間乗客数が256万6,157人でございます。平成21年度の約238万人から比べまして、約19万人増加をいたしております。

なお、姫路市・たつの市・佐用町などで構成をする姫新線利用促進・活性化同盟会で、5月26日に、始発から最終までを対象とした乗降調査では、沿線全体で1日乗客数が1万2,193人と、昨年と比べて872人増加しております。また、佐用町では1日乗客数774人で、昨年と比べ9人増加している状況でございます。

次に、現在行われている往復無料の措置についてのご質問でございますが、8月末現在、5団体から申請があり、215人の乗客見込みで、執行予定額は約30万円でございます。全て9月以降の利用のため、実績はまだございません。しかし、申込書を持ち帰られ、申請がまだの団体や、さらに地域づくり協議会などにも利用を呼びかけておりますので、さらに利用者数が増加するものと思っております。

次に、職員の公務出張での利用状況のご質問でございますが、各課の4月から8月末までの利用者数は413人です。できるだけ姫新線を利用して出張をするよう職員に指示し、利用者数の増加に努めております。また、小中学校や幼稚園の遠足などの利用状況についてのご質問でございますが、小中学校では、8月末で、ほぼ全ての学校から利用申し込みがあり、教師・児童・生徒を含め、約900人の利用を見込んでおります。

次に、目標達成のための計画についてのご質問でございますが、今後沿線市町では、ハイキングなどを含む様々なイベントを実施して参ります。佐用町でも、10月1日に、豊福地内にある栗園へのハイキングを開催をいたします。また、姫路市内にある車両基地見学会の開催、姫路市で開催をされるB-1グランプリに姫新線を利用していただくよう沿線の皆さんに呼びかけるなど、利用促進と沿線住民のマイレール意識の向上につながるよう努めて参りたいと思っております。

以上、姫新線のご質問についての答弁とさせていただきます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、2問目、再質問、岡本君。

3番（岡本義次君） 姫新線ですね、改造に、輸送改善で933万円。それと、増便です。490万円と、佐用町におきましても、平成22年度の決算委員会でも挙がっておりますけれど、やはりですね、これだけ姫新線、JRがですね、高速化とか、それから車両の、そういう下の軌道等も含めてですね、増便してくれたり、車両数を増やしてくれたりしてくれるということは、やはり当初の目標の300万人ということで、達成しなくてですね、段々少なくなっていけばですね、民間であるだけにですね、それが、持ちこたえができなくなって、昔のように、また減便というような格好になれば、佐用町の方が姫路なり神戸の方へ行かれるときに、更に不便になるわけでございます。民間があるが故に、神姫バス等につきましては、上郡から佐用とか、そういう便が既になくなりまして、大変、不便な目にあっておりますので、やはり、こういうことは、町民も含めて全員の方が、やはり協力してですね、（聴取不能）することが大事じゃないかと思っております。

それですね、今の町長答弁の中でですね、小中学が、8月末以降申し込み、900人が申し込みされたということでございますけれど、それらは、遠足とか、いわゆる旅行、そういう何らかの旅行とかで利用されたのでしょうか。そこらへんについては、教育委員会、中身的には、どんなんでしょうか。もし、分かれば。

〔教育課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君） あのですね、学年によって違うんですけども、主はまあ、動物園等ありますけども、姫路城の、今、改修してますね。それを見に行っている学年が多いと思います。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本君。

3番（岡本義次君） ええっと、それからですね、あのまあ、あの、いわゆる往復5回の215人の30万円使用されたということでございますけれど、このことにつきましてはですね、金額的に、何ぼぐらいまあ、計上、最終的にされておったんでしょう。合計では。

議長（矢内作夫君） 企画防災課長。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい。

企画防災課長（平井隆樹君） 予算書を、ちょっと持って上がっておりませんので、ここでは、分かりません。すいません。

議長（矢内作夫君） 後ほどよろしいか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本君。

3番（岡本義次君） まああの、後ほどまた、皆さんにお知らせ願いたいと思います。
まああの、もしですね、1つの発想を変えてね、まあ、町民の方が、姫路とか神戸へ行かれる時に、姫新線利用されたらということでございますけれど、例えば、インターネットでですね、呼びかけて、姫路や神戸の方にも、佐用町へいらっしゃってですね、佐用町内で、商工会等で、例えば、3,000円以上お買いになった方は、その領収書を役場へ来て見せることによってですね、帰りの自動車賃は免除しますよと。まあ、免除いうんか、お支払いしますというようなことは、ちょっと考えられないでしょうか。あの、平井課長。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（平井隆樹君） 1個人の消費に関して、プラスアルファの何かを考えればということでございますんですけども、そのことに関しまして、全ての方がこう、利用できたり、そういうことであればいいんですけども、姫新線を利用されない方もありますの

で、今後また、検討の余地があるのではないかと。現段階では、そういうふうに思います。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本君。

3番（岡本義次君） まあ、1個人ではできないかも分かりませんが、外部からのね、いわゆる、そういう10人以上とかの、まあ、町内と同じような格好の中で、佐用町に来ていただいて、まあ、お金を落としていただいて、買い物していただいた方にはいうようなことも、今後ですね、そういう、それも1つの手かも分かりませんので、まあ、そこらへんについては、また、ご検討をお願いしたいと思います。

まあ、目標達成がですね、私も鉄道部の方に、ちょっとこの間、3日前でしたか、鉄道部長に電話かけて聞きましたら、今、町長おっしゃったような中でですね、8月末現在では、何ぼという数字を掴んでないので、久保室長にも聞きましたら、まああの、3月末で250万ぐらいというようなことしか分からずにですね、今、町長の答弁ありましたけれど、256万、そういうような中でですね、やはり、昨年よりは、若干増えておりますけれど、これらにつきましては、町民、そしてやはり、その佐用町の、そういう中で、皆さんが、協力しながらですね、その目標に達して、また、今までどおりの高速化、増便とか、また、そして、その車両数を増やしてもらおうとかいうような格好の中でね、皆さんが少しでも便利に東の方にでも行けるといふように、そして、また、佐用町がですね、次々、イベントされまして、栗園の栗拾い、そして、そういう、どういうの、ウォーキング、ですから、私も、ウォーキングの1つにも、また、参加をさせてもらいたいと思っておりますし、今年ですね、上月町の方が、三日月の方に、ずっとウォーキングをされた時にも、参加させてもらいましたけれど、全員、町民の皆様にも、やはり少しでも姫新線を利用して、自分達の所の鉄道は、まあ、自分達が守るといふような中でですね、ご協力をお願いしたいと。このように思っております。

それから、3点目のですね、デジタル化の切り替えについてということに入らせていただきます。

平成23年7月から、テレビのアナログからデジタル化への切り替えがありました。

古いテレビは業者が1台3,000円という値で引き取りをしておりますけれど、一部こころない方につきましてはですね、人目につかない野原や山の谷に放棄しているとや聞きました。多分、佐用町の方ではないんじゃないかとは思いますが、しかし、そういうふうなことがあった場合ですね、ひとつ町としては、関係ないわけでございます。まあ、いわゆるその、取り引き、テレビのことににつきましてはですね、野原や谷に放置されたら、後の片付け等は、誰がするのでしょうか。その片付けの金が、また、誰が出すのでしょうか。

2つ、町として何らか、それらの措置いふんですか、手を打たれておりますでしょうか。

3つ目として、業者とタイアップし、例えば1台いくらかの引き取りに料金を出しても、不法投棄をしないようにする考えはあるのでしょうか。

その3つについて、伺っていきます。

議長（矢内作夫君） はい、3問目、町長、答弁お願いします。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは次の、テレビのデジタル化の切り替えについて、テレビの不法投棄等のご質問についてのご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、放置されたテレビは、持ち主が判明するかどうかを調査して、分かれば、当然、法的処分もごさいますが、持ち主が不明の場合は、町の方で処分しているのが現状でございます。

他には、シルバー人材センターに年間委託をして、巡回パトロールをしながら、道路脇の点検・監視と合わせて、不法投棄物が見つければ回収をして、専門業者に持ち込んだりしながら処分をいたしております。

お尋ねの7月からのデジタル化による切り替えによって処分した台数は、不法投棄をされて処分を、7月から処分、不法投棄を見つけて処分した台数は、7月が7台、8月が10台となっております。放棄された時期は切り替えより以前か、それが以降かというのは、当然、不明でございますが、昨年と比べますと、元々が少ないんで、比較することはどうかと思いますけれども、少し増えているように思われ、このデジタル化の切り替えというようなことが影響しているのではないかなというふうにも思われるところがございます。

町といたしましては、不法投棄防止対策として、監視が一番効果的かと思われませんが、地域的にも広範囲でもあり、シルバーの巡回パトロールを強化することや、環境衛生推進協議会と連携をして環境パトロールと不法投棄防止看板の設置等で未然防止に努めております。

また、個人から出てくるテレビや電化製品について処分費の助成をしてはどうかということにつきましては、個人の資産としての考えから、個々の責任において家電リサイクル法に基づいて販売店や、量販店等で処分をしていただき、これは、公的な助成は考えられないというふうに思います。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、再質問、岡本君。

3番（岡本義次君） 7月がですね、7台ですか。そして8月が10台と、このように、心無い方が、野原なり谷に持って来て、まあ、夜中か、人に見つからない時に、放り投げて、放棄されておるということでございます。まあ、実際、佐用町の方は、そういう方はいらっしゃらないとは思いますが、まああの、やはりですね、こういうことにつきましては、やはり税金の投入で、やはり、いわゆるシルバーなり、また、そういう方が監視しながら、また、引き上げてですね、処理をしていくという格好になりますので、まあ、町民の皆様も、そういうふうなことをなさらないように、ひとつお願いすると同時に、やはり、役場の方につきましても、そういう環境パトロールを、今、町長、おっしゃったように強化して、何回かまあ、やはり、パトカーと共に、ずっと回っていらっしゃるのをですね、度々目にしますけれど、更にそういうことが起こらないような格好の中で、やはり佐用町の町や村が、やはり環境にも、そういう、どこへでも不法投棄したり、また、皆が住んで良かった。そういうふうに、ごみや、その、テレビでもほかさないと。そういう町にしていきたい。このように思っておりますので、今後とも、そのように強化して、十分に監視もさせていただきたいと、このように思っております。

今日はまだ、ちょっと30分ほどありますけれど、この辺で、3件の質問を終わらせていただきます。どうも、ありがとうございました。

議長（矢内作夫君） はい、以上で、岡本義次君の発言は、終わりました。
続いて、13番、石黒永剛君の発言を許可いたします。石黒君。

〔13番 石黒永剛君 登壇〕

13番（石黒永剛君） おはようございます。13番の石黒です。この度の私の質問は、改正教育基本法と、その背景に考えられるであろう問題点をお尋ねいたしております。

私達の先人は、たゆまぬ努力によって今日の豊かさを作ってまいりました。その結果、かつて経験したことのない、長寿少子化社会を迎えております。

更に今、当面の課題として、都市部を離れた中山間地の市町村では、限界集落、更に消滅集落等の現実を前に苦慮しております。

昨日、招待を受け、佐用小学校の運動会に出席させていただきました。今、ここで述べるまでもなく、本当に子ども達は少なくなって参りました。佐用町内、先ほど議長も申されておりました（聴取不能）小学校も同様のことであったのではないかと思います。

とどまることのない人口の減少に歯止めをかける努力はするものの、その傾向は一向に止まるところがないところに来ております。

そこで、質問をいたします。この度の基本法改正は、戦後間もない昭和22年の制定以来、大きく評価はされるものの、時が経つにつれ、様々な諸問題が、時代の流れと共に台頭し、平成18年12月、改正教育法となったところにあります。その改正の基は、先も述べました、時代と共に変遷というものに、私は思っております。まあ、そういったことから、当面する問題について、質問いたしたいと思っております。

小規模校を考察し、今後の学校運営を模索した町立小学校及び町立保育園の規模適正化に係る校区説明会資料に示されておるように教育基本法の改正が行われました。少子高齢化時代となった今日、教育は、人をつくるの言葉が述べられているように、学齢期は、保護者の義務のもとに、その教育に学び、長じて社会教育の場において自己を磨く生涯学習、その場と機会の提供をすることが行政の責任として行われなくてはなりません。人をつくるという見地から質問をいたします。

1つ、教育の目的。教育は人格の完成を目指す。

2番、教育の目標。学問の自由を尊重し、5つの目標を挙げております。

3番、生涯学習の理念。自己研鑽、社会教育の体系等を、今回の改正点は、謳っております。

4番、教育振興基本計画についてであります。この条項の新設により末端自治体は、教育振興基本計画を作成し、それを行動に移さなくてはならないとされております。新設要因は、最近の出生率の低下であります。本年6月から実施された町主催の校、園、校区です。ね、説明会資料にも触れられている教育現場における諸問題、大人社会においても顕著である規範意識の低下など、看過できないところにあるようです。校区再編の基本計画は、単に、効率的な学校運営ではなく、佐用郡の将来を担う人材をよりよい学習環境の場において育成することを、念頭に考えなくてはなりません。この問題は必ず大きな議論を生むでしょう。

対象校、児童生徒が直接うけるメリット、デメリットは、行政目線では届かないところもあります。校区再編そのものが、既に、地域衰退が顕著に進行している地域であることも配慮しなければなりません。説明会、重ねて懇談会と、住民対話の時間を多く持たれていることは、大いに評価され、結果においてもいいものが出て来ると思います。

佐用郡の戦後の学校教育は、昭和41年5月、旧4町合同設置の教育委員会発足にあります。夢ある教育を基軸とした運営が今日に至っております。先に述べました少子化現象

は、今後も継続すること、加えて保護者のニーズの変化等、これに対応せざるを得ない現下の教育改革であります。

以下の質問をいたします。

説明会資料の基本方針にある と 。 、夢ある教育とは。 、心豊かな人とは。

2番、佐用郡教育は一貫して夢ある教育の実現を目指し、今日まで取り組んで来ました。その成果と検証と、更なる飛躍のために、今考えなくてはならないことは何でしょうか。

説明会に参加して。私は、佐用小学校と江川小学校に行きまして。まあ、これは感想になるわけなんですけれども、質問者に対して、答弁になってない部分があったと。そしてまた、全然全く違う、乖離している部分があった。更に、広報さよう、夢で報じられておりました集約についても、少し、目線が違っていたのではないかな。これは、私の感想ですから、お許し願いたいと思います。克明にメモを、私は取ってまいりました。その結果、感想として述べておきます。佐用北部4小学校の統合の総括はどうだったかというような質問も出ておりましたけれども、お答えになっておられなかったと思います。学校適正規模検討作業部会、塚崎。今、教育委員長ですか、においての資料を示していただきたいと思います。これは、答えられる範囲内で結構でございます。

4番、学校は、地域社会のよりどころでもあります。校区再編、統廃校と言った方がいいのか、合と言った方がいいのか、ちょっとまあ、ここで、私もクエスチョン付けております。地域の衰退につながるとの意見もあります。地域振興についてのお考えは、どうでしょうか。

5番、全国的な視野からは、全く統廃合のできないところもあります。小規模校もあります。それは、また、小規模校として存続の努力をしなければならないということも課せられております。こういったところを研究してみてもどうでしょうか。

6番、検討作業部会において研究のあった日南町。鳥取県だったと思うんですけれども、教育から参考としたものは何でしょうか。これは、塚崎部会長の学校適正化規模部会の中での（聴取不能）に出ている文言だったと思います。

7番、説明会、懇談会を終えられ、皆さんの考え方、どのような新たな問題点、課題が見えてきたでしょうか。そして、最終的に結論には、どのような形を考えておられますか。

以上、この場からの質問を終わります。ありがとうございました。

〔町長「まず、教育長から」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） はい。

はい、教育長、答弁願います。

〔教育長 勝山 剛君 登壇〕

教育長（勝山 剛君） おはようございます。

先ほど、議長の方からお話がありましたけれども、昨日、小学校の運動会、その前には中学校と、無事終わらせていただきました。皆さんの協力を感謝申し上げたいと思います。

また、40日間に及ぶ夏休みも無事終わりましたが、1、2、交通事故があって残念に思っております。また、ケガをした子どもも回復に向かっておると聞いておりますので、ご報告をさせていただきます。

それでは、石黒議員からのご質問にお答えさせていただきます。

改正教育基本法と、その背景にある諸問題についてのご質問であります。1番、2番の教育の目的、目標についてでございますが、議員もご承知のとおり、民主的で平和な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする理想の実現を教育の力に託して、戦後の教育の基本を確立するために制定されました。旧教育基本法におきましては、新しい学校教育制度が発足するなど、教育諸制度が構築・整備されて、国民の教育水準が飛躍的に向上し、戦後の社会経済の目覚ましい復興・発展の原動力となったところであります。

しかしながら、半世紀以上を経て、社会において、科学技術の発展、情報化、国際化、少子高齢化、産業構造の変化など、その状況は大きく変化して参りました。また、教育現場におきましても、規範意識の低下、基本的生活習慣の乱れ、学ぶ意欲の低下、家庭や地域の教育力の低下、学校におけるいじめ、不登校など、様々な課題が指摘されているところでございます。

このような状況を踏まえて、教育の基本に立ち返り、将来に向け、新しい時代の教育理念を明らかにして、共通理解の下、社会全体で教育改革を進めることが不可欠であるとの観点から、教育の理念法・根本法であります教育基本法が改正をされたところであります。

教育には、人格の完成を目指し、個人の能力を伸長し、自立した人を育てる使命と、国家や社会の形成者たる人を育成する使命がございます。と同時に、社会状況の大きな変化の中で、一人ひとりが、直面する困難な諸課題に立ち向かい、自ら乗り越えていく力を育てることが求められ、そのためには、集団教育の場である学校の適正規模化や一人ひとりが生涯にわたり学び続けることのできる生涯学習環境の実現が不可欠であると考えております。

このような観点を踏まえ、人格の完成、個人の尊厳などの旧教育基本法の普遍的な理念を継承しつつ、これからの教育が国・地方の未来を切り拓いていくため、学問の自由を尊重しつつ、次の3点の育成を教育の目標として明確にされているところでございます。

その1つは、知・徳・体の調和がとれ、生涯にわたって自己実現を目指す自立した人間。その2つには、公共の精神を尊び、国家・社会の形成に主体的に参画する国民。その3つには、我が国の伝統と文化を基盤として国際社会に生きる日本人でございます。これらが改正教育基本法の目的と目標となっております。

次に、生涯学習の理念、個人の自己研鑽及び社会教育体系の充実と振興についてのお尋ねでございますが、今回の教育基本法改正において、第3条に、国民一人ひとりが、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことができる社会の実現が図らなければならないとして、生涯学習の理念が新しく規定されました。

従来の社会教育の考え方が、学校教育法に基づき教育課程として行われるものを除き、主として青少年や成人に対して行われる組織的な教育活動といわれておりましたけれども、昭和56年の中央教育審議会答申、生涯教育や生涯学習についての概念を打ち出しております。

従来の社会教育が集団教育として行われてきた中、生涯学習は一人ひとりの個人が自己の充実や啓発や生活の向上、つまりは自己研鑽のために、自発的思想に基づいて行うことを基本として、必要に応じて自己に適した手段・方法を自ら選んで、生涯を通じて行う学習という解釈が一般的に行われております。

行政は、生涯学習における機会と場の提供に努めることが肝要であり、当町においても合併以前から、公民館活動や各種スポーツ文化団体の育成と、歴史や文化の専門グループやレクリエーションなど生きがいづくりを推進してきたところでございます。また、町立図書館や体育館、スポーツ公園、天文台公園やスピカホールや情報センターなど施設面でも充実した整備を行ってきたところであります。合併を経て策定した佐用町総合計画にお

いても、施策の方向として、生きる力と豊かな心をはぐくむ教育と文化を醸成しようという目標の中で、生涯学習のまちづくりを掲げているところでございます。

生涯学習の充実と振興という観点から、当町における協働のまちづくりの展開の中で、生涯学習から、人づくり、まちづくり、学習から行動へを掲げて、地域づくり協議会単位で、まちづくりの計画、現在、策定をさせていただいているところでございます。

次に、佐用町教育振興基本計画の、夢ある教育・心豊かな人とはということでございますが、本町におきましては、先ほど申し上げました教育基本法の理念の下に、昭和 41 年 5 月に、全国で初めて、地方自治法第 252 条の 7 による機関の共同設置方式により、町教育の機構改革による佐用郡教育委員会の発足以来、町づくりの根源は人づくりであり、人づくりこそ教育以外の何ものでもないとして、人生に希望があってこそ生き甲斐があり、希望の生活にのみ充実があるという夢ある教育を理念として、佐用町の教育の創造と心豊かな人づくりに鋭意努めているところでございます。

次に、夢ある教育の成果と検証でございますが、新教育基本法第 17 条の規定に基づき、佐用町教育振興基本計画を策定し、社会の変化に対応した、子どもにとってより良い教育環境等の実現を目指して、5 つの重点目標に関わる 21 項目を施策の柱とし、さらに具体的施策 57 項目を掲げて取り組んでいるところでございます。その成果・課題等につきましては、本議会に報告第 5 号、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等についてとして提出させていただいておりますが、第 1 日目に、ご報告申し上げましたとおり、57 項目のうち、48 項目につきましては、目標を上回った。または、ほぼ目標どおりだったとしておりますので、概ね計画どおりに進捗していると考えておりますが、中には目標を下回ったとする項目もございますので、改善に向け関係部署との連携を深め、今後、努力して参りたいと考えております。

次に、佐用町教育振興計画に基づきます、佐用町学校規模適正化推進計画案、全体計画に係る説明会等でございますが、6 月に 10 小学校区において住民の皆様を対象として佐用町全体の推進計画案についての説明会を開催させていただきました。7 月、8 月には、全ての保護者、PTA を対象として 10 小学校区で意見交換会を開催させていただきました。

説明会と同様に、意見交換会において出された意見につきましても、今後、町広報に掲載するとともに、議員の皆様方にもご紹介をさせていただきたいと考えております。

また、旧佐用北部の 4 小学校の統廃合の総括につきましては、統合後、町広報におきまして、その状況をお知らせいたしておりますし、一時期、児童数の増加も見られましたけれども、少子高齢化が進む中で、複式学級の設置はないものの、児童数 90 名前後を、現在推移している状況でございます。

学校適正規模検討作業部会報告につきましては、学校の適正規模についての検討のための課題の整理及び資料収集、進め方等についての諮問に対して、検討課題として、1、佐用町立小中学校の児童生徒数の推移の考察。将来推計。2 つ目に、学校規模の考え方。3 つ目に、小規模校におけるメリット・デメリット。4 つ目に、佐用町の過小規模校の課題。5 番目に、組合立学校の課題などを取りまとめ、私どもに平成 21 年 1 月に報告をいただいております。

次、町長に代わります。よろしく申し上げます。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長、答弁。

〔町長 庵道典章君 登壇〕

町長(庵道典章君) 次の校区再編、統廃合は地域の衰退につながるのではないかと、地域振興についての考え方はというご質問について、私の方からお答えをさせていただきます。

いつの時代にありまして、次の時代を担う人材を育てる子どもの教育は、地域社会の一番重要な課題であり、学校は地域の核として古くから学校を中心に、強い地域のつながりがつくられ、地域運営が行われてきたところでございます。

そういう意味で、確かに、地域から学校がなくなることは、寂しさも含めて、地域の衰退に繋がるという心配は、当然あると思います。しかし、何を一番に優先するかということについて考えなければならないということでもあります。当然、地域の振興対策は、町といたしましても、最大限の努力をしていかなければなりません、地域の皆さんも地域の衰退を危ぶむだけではなく、地域が今以上に一致団結し、概ね小学校区単位に設立されている地域づくり協議会が地域の核となって、それぞれの地域に応じた人づくり、地域づくり活動をより一層推進していただきたいというふうに考えております。

また、場合によっては、現在の地域づくり協議会の枠を超えた新しい校区での相互協力など、新たな地域活力を生み出していくことも必要ではないかというふうに考えております。

次に、この問題は、教育長。もう1点やね。

次に、統廃合ができない学校や、学校の統廃合に伴います地域振興についてでございますが、学校規模の適正化は、離島など地理的な条件によって不可能な場合を除き、先にも申し上げましたが、教育の、教育長が申し上げましたが、教育の理念に基づき、より良い教育環境等の実現に向け、教育効果の観点から今後推進をしておりますが、その土地から学校が無くなることも非常に寂しいことでございますので、地域振興という観点から、佐用町総合計画に掲げております、まちづくりの基本理念・基本姿勢を踏まえ、町民の皆さんと行政の協働による自立した地域づくりとして、13地域づくり協議会を中心に、今後、協議をさせていただきたいというふうに考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。後、残りにつきましては、教育長から答弁させていただきます。

議長(矢内作夫君) はい、教育長、答弁。

〔教育長 勝山 剛君 登壇〕

教育長(勝山 剛君) 失礼します。

次に、検討作業部会、平成21年ですけれども、日南町教育から参考にしたものはということですが、第1回の日南町教育のあり方会議、要旨として、日南町の子どもたちの教育がどうあるべきかなど、少子化が進む中、小学校の統廃合といった具体的課題など、委員の発言内容の要旨をまとめたものを参考として、検討作業部会の検討資料としたものでございますので、日南町の教育を研究したというものではございませんので、ご理解賜りますようお願いいたします。

次に、意見交換会等を終えて、新たな課題、最終結論はということでございますけれども、説明会と同様に、意見交換会で出ました意見等を、先ほども申しました、広報等に掲載いたしますとともに、議員の皆様にもご紹介をさせていただきたいと考えておりますが、主な意見としましては、通学方法や地域の活性化対策、また、その校区がいつ適正化が実

施されるのかといった具体的計画について関心が高い意見が多かったように捉えています。

今後におきましては、それら諸課題を、校区別に設置します懇談会に議題として、議論をさせていただき、解決の方法、方策や、例えば、通学手段の基準等を決定して、最終的には、統廃合の合意形成を図っていききたいと、そのように考えております。

今後とも、どうぞよろしくお願い申し上げます。私からの答弁と、この場からの答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

〔石黒君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、再質問、石黒君。

13 番（石黒永剛君） はい、ありがとうございました。本当に長い時間答弁いただきありがとうございました。

まずね、私自身が、この問題を今回の質問のテーマとしたことについて、少し述べてみたいと思います。

この問題は、この法にも謳ってますように、早急に、この適正化を考えなければならないという、究極ね、ならないというような問題点が出てきたと。そうなりますと、この私達の佐用町は、佐用町の教育はですね、どのような形で今日を迎えたのか。これは、やはり、佐用町の、この教育について、過去に振り返らなければならないという問題に直面したわけです。

従いまして、私、佐用、南光、三日月、上月、町史を一通り当たりました。しかしながら、私が望む物が、ここにはなかったわけです。でまあ、少し、記憶にありました佐用郡誌。発行部数が非常に少ないんですけども、これは、昭和 17 年に佐用の郡役所がなくなる。その記念の行事として発刊しております。この中には、江戸時代の寺子屋教育から、明治政府の教育に対する理念。そういったものが書かれております。

そして、その中に、その都度ですね、政府から出る教育改革に合わせて、佐用町も、その体制を取って、今日まで来た。そして、私達の馴染みがもうなくなっているんですけども、かつて西新宿に日進小学校というものがありません。もう、これは廃屋。もう今は人も行かないような状況になっております。

そしてまた、三日月には、大畑校というものがあつたように記録されております。

そういったことを考えてみた時に、これは誰にお尋ねしたらいいんでしょう。私自身が、通告もないままに、この話をするんですけども、悲しいかな、災害もございました。そういった記録をね、もう、今ここでやらなければならない状況が来ていると思うんですよ。

と言いますのは、費用もかかりますし、膨大な時間もかかりますけれども、そろそろ町史編纂を考えてはどうかというのを通告しておりませんが、ご答弁いただければなと思ひまして、質問いたします。

なければ結構ですよ。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） やっぱし歴史というものは、しっかりとまあ、記録をして後世に伝えていく。まあ、後世の方が、また、その歴史を顧みてですね、また、その時代を考えていくという、非常に大事なものだというふうに思っております。

当然、そのためにですね、それぞれの、この自治体、いろんなまあ、機関においても、まあその、ある一定の期間、区切りにですね、そういうまとめた、その歴史をまとめた、町であれば町史というものが編纂をされてきたということでもありますので、まあ、当然、現在の佐用町、合併して、まだ、6年が来ようとする、まだまだ生まれて間がない町であります。

しかし、その裏を、その基盤にはですね、旧4町の歴史があり、その前にはですね、先ほど、お話のように、学校もたくさんありましたけれども、また、小さな、それぞれの村が合併をしてつくってきたという歴史。まあ、そういう歴史が、それぞれ旧町において町史として、まとめられております。ですから、それは、しっかりとした町史というものが発刊をされておりますのでね、やはり今後、新佐用町といたしましてもですね、その今の旧町、町史が発刊されて、既に何十年か、経過をしておりますけれども、やはり50年とかですね、1つの世代とか、のごとに、まあその、そういう歴史をまとめていくということが、その時代の務めではないかと思っておりますので、まあ今後、ある程度の、この時間、歴史が、時間が経てばですね、そういうことを、やはり事業としてですね、取り組む時が、来ると思いますが、今は、まだ、その時ではないと。

まだまだ、これから大きな、いろんな変遷があります。まだ、旧町でまとめられてから、30年とか、40年の、まだ30年ぐらいの歴史じゃないかと思うんですけども、まあ、そういう歴史でありますから、あと20年、30年後には、そういう歴史をまとめる時が来るのではないかなというふうに思います。

〔石黒君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、石黒君。

13番（石黒永剛君） どうも、突然にありがとうございました。まあ、想いは、お聞きしておきたいと思っております。

先ほど、教育長答弁の中に、縷々、たくさん述べていただきました。公共の精神、伝統と文化、更に生涯学習の条文の追加。義務教育の9年間の年限を削除して、家庭教育、児童教育を規定としたなど、改正点の要点が伝えられております。

ここで注目すべきは、生涯学習の条文の追加であります。

社会規範の欠如、自己中心的で権利のみを主張し、義務感が希薄になったと言われております。これらは、生涯学習の場によって自分を磨く、人格を磨く、豊かな人生が送られるようにというような言葉で、この改正基本法は述べております。

で、夢ある教育というようなことを盛んに言われております。この質問は、非常に失礼な質問ですけれども、今の大人社会の中で、子ども達の夢は、叶えられるのでしょうか。難しい質問ですけど、お答え願いたいと思っております。

〔教育長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 非常に難しい質問であろうと思いますが、私は、今まで一貫して、佐用町の教育が夢ある教育を掲げて今日まで来たこと。また、私も、その佐用の教育に、40年余り携わってきたこと、そういうこと思う時に、目の前にした子ども達には、どういう時代にあっても夢を見つけ、また、夢を語れる大人であり教師でありたいと、そのよう

に考えてきました。

皆さんも、それぞれの家庭の中で、子どもを、お育ていただいておりますが、やっぱり親として子ども達に夢を持たす。夢を語る。こういうことは、非常に大事なことはないかな。たくさん夢を語らなくてもいいと思います。1つでも、2つでも、将来大人になったら、こんないいことがあるよと。結婚したら、こんないいことがあるよ。やっぱりいいことを見つけ、話ししてやっていく。こういうことが、学校教育も、また、家庭教育、社会教育も同じではないかなと。そんなふうに、私は、捉えております。

〔石黒君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、石黒君。

13番（石黒永剛君） 説明会の会場においてもね、メモを見ますと、大人社会の乱れを指摘された意見もありました。

で、先ほど、教育長答弁の中に、生涯学習から人づくり。おっしゃってました。そして、まちづくり。そして、それは、地域づくり協議会の中で、確か、計画を、現在、策定するというような言葉、文言だったと思うんですけども、その作業はどのようになっていますか。

〔生涯学習課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、生涯学習課長。

生涯学習課長（保井正文君） 地域づくり協議会での進捗状況をお尋ねですか。

直接は、企画防災の方で、担当していただいておりますが、先般、私の方で、お聞きした中では、13ある中で、11ぐらいまでは製本、もうほぼ現状では後、1、2、未だ報告が出てないような状況の中で、中には、製本まで完成してあるような状況やいうことはお聞きしております。

議長（矢内作夫君） よろしいか。

〔石黒君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、石黒君。

13番（石黒永剛君） あのまあ、そのぐらいのところとして聞いておきたいと思います。

で、佐用郡教育委員会は、昭和41年の5月の発足やったと思います。で、それから事あるごとに、お出しになる文書、発刊物に、夢ある教育とか、心豊かなというような言葉が多く使われてます。で、まあ非常に耳あたりのいい言葉だし、そして、また、幾度ということになれば、意味が分からないままに、そうかなと思うんです。私も今、そういう時が、自分自身に来てます。少し、この夢ある教育、心豊かな人づくり、これのあれを、見解を述べていただけませんか。ちょっと、答弁漏れになっておったと思います。

〔教育長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 先般、お渡ししました、夢ある教育プランの中にも、5、6行でまとめておりますけれども、これを皆さんに、しっかりとご理解いただきたいと思っております。

まあ、先ほども申しましたように、夢ある教育は、昭和41年、佐用郡教育委員会が、本当に全国に先駆けて、共同設置でされました。太陽が西からとか、教育も西から頑張るんやという、そういう大きな気持ちを持ってですね、今日まで私達を教えていただいた、教育してきていただいたと、そのように理解しておりますが、まあ、この夢ある教育の理念を引き継いで、知・徳・体のバランスがとれると。知・徳・体と3つの育を書いておりますけれども、私は、更に、今必要なのは、例えば、休日ですね、過ごす。休日、余暇を、どう過ごしていくかとか、こういうことも非常に大事だろうと思っております。生涯にわたって、自らの夢や志の実現に努力する人を育てる教育を推進していくと。夢あるところには、希望が湧き、希望があるところには向上心が育つ。向上心は、基礎基本をはじめとする確かな学力や、たくましく生きるための体力等の習得に向けた努力へと繋がっていく。これらは、社会人としての基礎となるものであり、就学前から、小中学校を通じて育成することが大切であります。

自立的に生きる力を培う教育を進めていこう。これが、夢ある教育の推進の趣旨でございます。

また、心豊かな人づくりというのは、人は、一人では生きていけません。同じ地域の住民は勿論、様々な国や地域の人達と共生することが必要であります。また、人と環境との係わりについて考えると、自然環境との共生も不可欠であります。このために、学校、家庭、地域が一体となって、相手を思いやる望ましい人間関係を築き、ふるさとの自然や伝統文化を大切にす豊かな人間性や、社会性を培う教育を推進していこうとするものです。

〔石黒君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、石黒君。

13番（石黒永剛君） ありがとうございます。

まあ、共同設置の頃には、全国から、非常に多くの視察が来たと。まあ、反対意見もありませんが、そういったようなことを耳にした時があります。

続いて、説明会に参加いたしまして、これは、私の個人的感想ですから、間違っていたら間違っているとおっしゃっていただきたいと思っております。

参りましたのは、佐用と江川の2会場でしたので、多少、私のメモが不足しているかも分かりませんが、少し、広報に出ておりました、夢ですかね、文書が少ない分、会場で質問された皆さんからの質問に答えにならなかったり、そして意を汲んでないというような感じを受けました。これはまあ、感想だけに止めておきます。

そして、次に入らせていただきます。以前、地域防災の件で、一般質問でもお話したと思うんですけども、鳥取西部地震。そしてまた、今回、限界集落というようなことを頭に、念頭に置いて、いろんな所を回ってまいりました。そしてまあ、休みが多いので、直接役場とか、そういう役所に出向くことは少ないんですけども、三セクあたりで非常に、いろんな意見を聞けることがあります。

先般も、ちょっと土産を持って帰りに公園長にお願いした分があるんですけども、そういったところでも、やはり出て来ることは、学校がなくなったことによって、地域が寂

れてしまったという言葉があります。現実ですね。そして、そのことについても、町長も、それから教育長も危惧されている、一番に念頭に置いていただいていることだと、私、安心いたしました。

そして、しかしながら、子どもの声が聞こえなくなると、地域が本当に寂しくなるんですよ。そういったことから考えた時に、私達には、北部、石井、長谷、海内小学校が統合して、利神小学校になった経験があります。その経験から学ぶものがあつたならば。あつていいと思うんですよ。現に、当時、統合することによって、大きな1つの学校ができました。しかしながら、今、それを考えなければならないという、これも1つの学ぶところです。あれば、お聞かせ願いたいと思います。

〔教育長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 丁度、平成6年に北部4校が統合して、現在に至っているわけですが、学ぶものは、たくさんあるかと思えます。やっぱり、皆さんの、期待されて、新しい学校ができて、子ども達も、素晴らしい環境の中で、地域に支えられて教職員や子ども達が、前向きに利神の教育に取り組んで、今日があるというふうに、私は、理解しております。その中で、マイナスと言いますか、課題というのは、たくさんあるかと思えます。今、議員もおっしゃったように、地域の衰退とか、いろんなことがありますけれども、今後は、そういうものを少しでも解決していく方法を取る必要があると思えます。

例えば、昔の話になりますけれども、昭和50年に佐用中学校が統合した時も、地域の運動会に中学生が行ったり、また、それぞれの地域の公共施設をボランティアで掃除をしたりですね、やっぱり地域と一体となった学校経営、学校運営、そういうものを、今後も考えていく必要があるかと思っています。

また、通学等につきましても、いろんな考えがあります。例えば、今でも、1人で何キロも歩いて、不審者が出はしないかと。家族は勿論、地域の方々も、本当に心配をさせていただいて、子どもと一緒に歩いていただいたりしている方も、たくさんあります。本当に、ありがたいことです。

また、通学距離が長くなりますと、どうしても、交通手段を使わざるを得なくなって、子ども達の体力の向上やとか、そういうことにマイナスになりはしないかと。そういうことも危惧されるところです。そういうことも、全てを1つ1つ、100パーセント解決できなくてもですね、私達は、日々努力していくという、そういう強い思いで、これから努力して参りたいと、そのように考えているところです。

〔石黒君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、石黒君。

13番（石黒永剛君） 少子化に歯止めがかからないと。説明会資料にも、22年から28年にかけての生徒数の推移が示されております。今回のこの改正条例、17条になるんですかね、1と2になると思うんですけども、末端自治体は、教育振興計画を立てよということに、要約すればなると思うんですよ。このことから、今、適正化規模云々のことに、園ね、保育園、そして学校。適正化規模のこのことに、私達は、頭を回さなければならない。その時が、これ当然のように、今、来ているわけなんですね。

そして、このことを、地域の皆さんに問題点を提起して考えていくというような、今、状況にあるわけなんです。また、しなければならぬ。

しかしながら、先ほどから、いろいろと聞いていますと、地域づくり協議会というものが、盛んに話として出てますし、そのプログラムも、今、学習課長の話から聞けば、まあ、それに入っているのかなど。まあ、13の地域づくり協議会が、この統廃合の問題を機にして、地域振興につなげていくというようなことに、結論は、なると思うんです。取ってもいいと思うんです。

そうしてみますと、そのことが、地域振興につながっていくと。今、ここで考えなければならないのは、地域づくり協議会というものを、しっかりと位置付けが必要ではないかと思うんですよ。まあ、そういったことから考えれば、今、ここで地域づくり協議会の皆さん、非常に頑張っていたいておるんですけれども、あれもこれもが地域づくり協議会になっているような感じがするんですけれども、私の考え方は、間違ってますか。

議長（矢内作夫君） 教育委員会の方がよろしいか。はい。当局の方やね。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） 町長。はい、町長、答弁。

町長（庵道典章君） やはり、地域づくり協議会というのは、自分達の地域のことを、いろいろと課題をですね、問題を自分達でも考えていこうということですから、当然、あれもこれもと言われますけれども、そういう問題が地域にたくさんあれば、それは全てやっぱり地域の課題として捉えて、やっぱり、それについて、皆で考えていこうと。また、対応していこうということだと思います。

で、まあ、学校の、今回の、また、適正化、いわゆる統廃合という問題もね、こういう形が生まれてくれば、それは1つの、また、課題として、それから派生する、いろんな問題はたくさんあります。だから、それもやっぱり、これも、まず、地域の当然問題であります。

で、先ほど、北部、旧佐用町でのですね、4小学校。利神小学校への統合、これの総括というね、お話がありました。私は、学校統合というのは、これまでの、先ほど、歴史のことも、石黒議員、お話になりましたけれども、決して、6小学校だけが統合したわけではなくって、過去の歴史、ずっとたどる。遡ればですね、まあ、統廃合、統合もしたり、また、新しく新設されたり、そういう歴史を繰り返してきているわけです。それは、社会の、そういう状況、状況の中でね、その時代に必要な対策が、対応が取られてきたということであって、その一番近いね、誰もが記憶にあり、また、経験してきた。で、まだ言えば進行中の、まだ、そういう、いろんな影響が残っている、その統合が、北部の4小学校の統合だったというふうに思います。

その統合に当たって、やはり教育環境としてはですね、私は、その、子ども達にとってですね、大きな効果があったというふうに思っておりますけれども、地域においてもですね、その問題を解決するために、と言うのは、子ども達の教育という観点を第一義に考えて、しかし、それによって生まれてくる、いろいろな地域での問題。いわゆるまあ、地域の寂しさとか、地域が寂れるという問題。これは当時、各旧小学校、今の地域づくり協議会であります旧小学校区ごとに、当時の、いわゆる地域づくり協議会のような協議会が作られてですね、そういう問題を、どう対応しようかということで、地域の皆さんと一緒に、やっぱり協議をして、その跡地を活用したり、また、その運営についてもですね、皆で協力

しながら現在に至っているということです。

そういう取り組みがなされたということ。これは非常に大きな成果であったというふうに思っております。

これは今、例えば、統合してなくてですね、学校が存在していたとしてもですね、教育の面では、非常に大きな、子ども達に、その、マイナスがあったと思いますし、ただ、統合はできてなかった時に、じゃあ学校があって、その地域がにぎわいがあり、地域が活性化していたかということ、私は、それは非常に難しいと思います。

まあ、その代わりに、新しい、そのいろんな事業を行ったり、地域の皆さんが、そういう気持ちで協力してきたこと。そのことが、かなり大きな、やっぱり成果があったことだというふうに思っております。

〔石黒君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、石黒君。

13 番（石黒永剛君） これで最後にいたします。

私、衣笠町長さんの前は、谷本町長さんだったと思いますね。で、よく、その時分は、青少年の問題で、町長室に入らせていただきました。で、あたかもその時が、利神小学校の話が出、そして非常に議論が出て、いろんな、人間関係もギクシャクするというような状況下に一部ではあったようになった時です。

で、言葉として、非常にキザな言葉を使いますけれども、町長というものは、孤独だなど、私、その時、思いました。憔悴しきっておられました。最終的な判断は、自分がしなければならぬというように見受けられました。

で、その時に、私、話したんですけれども、まあ、自分の思われることを頑張られたら、最終的には、歴史が解決すると。そして、私、今、この利神小学校の話されてましたけれども、私自身も、あの統合、廃合は、間違いでなかったと思ってますし、本当に、あの時に、谷本町長さん、本当に憔悴しきっておられた姿を、今、持っております。今日、この話だけは、させていただきたいなと思ってます。

まあ、いずれにしましても、いろんな形で、この問題を地域に投げかけ、地域の皆さんと一緒に、共になって考えて、1つ、今日というものは、明日のためにあるんです。今日、精一杯努力していただいて、本当に悔いのない合意形成をしていただきたいと思いますし、終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（矢内作夫君） はい、以上で、石黒永剛君の発言は終わりました。

少し、早いようなんですが、ここで昼食のために暫時休憩したいというように思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めますので、休憩を取ります。

再開を 13 時といたしますので、よろしく申し上げます。

午前 11 時 25 分 休憩

午後 01 時 00 分 再開

議長（矢内作夫君） 休憩を解き、会議を再開をいたします。
続いて、11番、大下吉三郎君の発言を許可します。

〔大下君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、大下君。

〔11番 大下吉三郎君 登壇〕

11番（大下吉三郎君） 11番議席の大下でございます。この度の台風によりまして、大水害が起きました。それらを、被害を受けられた方々に対しまして、本当に心からお見舞いを申し上げたいと存じます。

私は、佐用町役場の建設をということで、これから町長に質問をしていきたいと、このように思っております。

佐用町の合併は、平成17年の10月1日ですので、もう既に6年が来ようかとしております。この6年間は、町民にとっても行政にとっても大変な年月でありました。平成の大合併、16年の激甚災害、また、2年前には9号台風と、またも甚大な被害を受けました。合併の良否をも検証することなく起こる、この災害、災難に振り回された日々であったかと思えます。

2年前の9号台風では、役場そのものが大被害に遭い、一時機能が衰退するなど住民への不安を与えたことは、事実であります。しかし、職員のたゆまない努力によって、その機能が早く回復し、安心のできる行政ができました。

今、町民から行政を見た時、災害の復旧・復興を望んでおります。また、行政の出先のことでもあります。上月庁舎には、上下水道課が在籍。幕山には健康センター。三日月には、庁舎には、農林振興課の一部の地籍調査室など、町民にとっても職員にとっても不便であります。

また、佐用町役場庁舎自体が老朽化にあり40数年が経過しております。合併時に、応急的に庁舎の改修をしたものでありまして、町民ホールもないという状況であります。各フロアにつきましても、狭く利用しにくい状態にあります。

町民が安心して利用できるように、合併特例債、特別交付税の利用を検討する時期が来ているのではないのでしょうか。

災害復旧・復興も、ある程度、国・県・町など、予定計画が立つ中で、合併特例債等、期限のあるうちに計画すべきではないのでしょうか。

17年から27年までの10年間、後もう残り5年という中での特別交付税もゼロになっていくわけでありまして。

議員の皆さん方、職員の皆さんには、添付しております資料を見ていただきたいと思えます。

この4年のうちに計画実施ができればと、私は、考えております。

これからの国・県・町の状況は、刻々と変化することは、承知しておりますが、既に学校の統廃合の小中学校のことも、西播磨等々の広域合併もあり得るのかなというようなことも考えておりますし、既に、このような話も一部では持ち上がったたりしております。

いずれにしても、時々状況判断を町長はする必要があるのではないかと、私は、このように思っており、佐用町役場の新設、建設を望むものであります。

以下、この件につきまして、町長に伺っていきたいと、このように思っております。一応、この場での質問は終わります。

議長（矢内作夫君） はい、町長、答弁願います。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、大下議員からのご質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

庁舎の建設をということでのご意見、ご質問をいただきました。

まあ、この課題はですね、合併後の新町にとりましても、どうしても、この合併特例期間のなかで結論を出していかなければならない1つの大きな課題であるというふうに認識をいたしております。しかしまあ、いろいろなことを、やっぱり総合的に考えなければなりませんので、まず今、私が考えている状況をですね、お答えをさせていただきたいと思っております。

ご案内のように佐用町は本年10月1日をもちまして合併後丸6年を経過をいたします。新町発足時は、役場本庁舎、第二庁舎を中心に、各支所、出先機関等の中で420名の職員体制でスタートをいたしました。

その後、組織・機構の見直しを行うなどして、現在では定員適正化計画を進め、353名の職員で町行政に携わっておりますが、今後、更に、大幅な職員の削減を行っていかねばなりません。

まあ、そういう状況下、現在、事務所が分散をし、行政運営効率の悪い点もあり、行政サービス上、一部で不便をおかけしておりますし、また、職員の今後、削減を行う上でも、庁舎施設の改善は必要であるというふうに考えております。

まあ、これが先ほど申しましたように、当然、合併後の佐用町としての大きな課題だというふうに認識をいたしております。

ご質問の中で、老朽化をし、狭く利用しにくい役場庁舎を、合併特例債や交付税の特例措置のある期間内に建設をすればどうかということですが、ご指摘のように合併した市町村に発行が許される合併特例債につきましては、合併から10年間に限られております。このため、庁舎建設に合併特例債を充てて行うとした場合には後4年というふうに期限が迫っております。

同時に、また、最大の財源であります地方交付税におきましても、5年後からは、段階的に削減がされ、平成33年度におきましては、今年、平成23年度から比較して、今の試算では、14億5,000万ぐらい削減がされ、43億円程度になるのではないかというふうに予想をいたしております。

この削減額は、大変大きなものでありまして、扶助費・公債費などの義務的経費の大きな減額が見込めない中、定員適正化計画による人件費の削減や、投資的経費の抑制を行っても、なかなか確保できる金額ではないというふうに思っております。

まあ、現在の財政状況は、交付税が安定をして、ある意味、潤沢に交付をいただいているために、やや楽観視をしている点もございますが、大規模な災害が、連続して発生している今日、今の、国においても、今の水準を維持することができるかどうか、非常に不安な点もございます。

そういうなかで、将来的にはですね、佐用町の財政は、非常に厳しくなるということを感じなければならぬというふうに思っております。

まあ、そういう意味で、庁舎の建築、または、庁舎施設の改善につきましては、職員の定数管理を進めつつ、防災面も含めた多様な行政サービスに対応する行政事務の効率性と、各行政部署の連携、調整、協力体制を強化し、行政課題に適確に対応するための組織改革

等の観点と、中長期の健全財政の見通しなど、将来を見据えた総合的な、総合的に検討をして結論を出す必要があるというふうに考えております。

しかし、どういう形であっても、現在の庁舎につきましては、当然、改善の必要性がありまして、この改善を行うためには、合併特例期間内で実施ができるように、当然、今後のスケジュールを考えた中で取り組んでいかなければならないというふうに思っております。できるだけ早く方向性を決めなければならないというふうに考えております。

まあ、そのために、まず現在、庁舎内での検討を指示しております。庁舎内での検討に基づきまして、できるだけ早く、議員各位にも協議をしていただきまして、また、町民皆様のご意見もお聞きさせていただき、そういう機会も、形をつくりましてですね、そういう中から、どのように今後、方向を決めるか、私なりに、しっかりとした判断を出していきたいというふうに考えております。

まあ、以上、具体的な点につきましては、まだ、そういうことをお話しできる段階ではございませんので、考え方の方向のみをお答えさせていただきまして、大下議員からのご質問に対しましての答弁とさせていただきます。

〔大下君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、大下君、再質問。

11 番（大下吉三郎君） お考えありがとうございます。

まあ、町長が言われたように、私もですね、このような、合併以後、特例の金額、お金がいただけるといったことが、もう後、わずかになってきました。それと、先ほど言いました総務委員会の資料をいただいた中での交付税等の流れなり、また、後、残年期間の金額なりが、ここに出ておるわけですが、それは、それとしても、先ほど町長言われたように、私も、この庁舎、合併段階でですね、まあ、改修なり改造を重ねる中で、何とか合併に間に合い、このような現庁舎を、今、利用しておるとというのが現実で、本当に老朽化、もう既に、これからしていく。ましてや、先だっの2年前の水害では、機能が、ほとんど麻痺するというような状況下にある立地条件、また、庁舎の構造の関係等によつてですね、そういう通信網等についても、一時不能になっていたと。

まあ、このような観点からすると、やはり佐用町の庁舎というものが全て、佐用郡民の一番基礎になる役所でございます。まあ、そういった所が麻痺するというようなことが、一切、今後あってはならないということも、まず第一にありますし、この庁舎自体も、耐震対策というものにつきまして、急遽、改造を重ねて、まあやっと構造がOKと認められたような状況下にある庁舎であります。従って、まあ、このようなものが、安心して住民にサービスを提供できる庁舎にしなければならないと思っております。

住民から見ると、やはり先ほど言いましたように、こういった1つの安定した、現在、行われております災害後の復興、復旧はですね、まあ、ある程度の目安がつき、国においても町においても、県においても、それぞれ、この11月頃から、また本格的に河川等の改修等にもかかっていくという段階の中で、町としても、こういったことも、先ほど町長言われたような、そういった今後の計画、また、職員の削減の問題、等々、いろいろなことが、これから次から次へと起こってくる中での行政のあり方というものを考えた時に、このように私は、思う訳です。

こういった庁舎がですね、本庁舎が建替えが本当にできるのかできないか。まして、そのようなことができないということになるのであれば、第二庁舎の方は、どうなっておるのだろうと。第二庁舎にしましても、狭い、使い勝手の悪い中に、今、教育委員会から農

林振興等々が入っているわけですがけれども、このあたりについてもですね、町長が、どのように考えておられるのか、ちょっと一度お聞きしたいと、このように思います。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 現在の状況はですね、ご承知のとおりでありまして、合併後に、いろいろと既設の施設を活用して、何とかまあ、行政事務が、また、行政サービスができるようなね、形で、今、行っているわけですがけれども、それぞれ非常に十分な点、十分ではないという点があります。まあ、スペースの広さの問題、また、分散をしておりますのでね、庁舎、その佐用町の、この本庁において、本庁舎、第2庁舎というような形で分かれております。

また、あの、それぞれの建物もですね、当初から庁舎として、そういう事務を行うための庁舎としてつくったものでないものを、まあ、改造して使っておりますのでね、不便な点もございます。

まあ、そういう中で、まあ安全面という点が、まあ、一番まず、1つの大きな観点があるんですけども、まあ、この一昨年の大水害による、この水害に対する対策ですね、防災。これも庁舎においてですね、しっかりと対策を考えていかなければならないと思っておりますし、ただ、河川の今、大規模改修の中でですね、相当、豪雨災害における安全面は高まるということは、1つの前提としてあります。

で、まあ、今、1つの考え方として、この本庁舎、第2庁舎を含めたものを全て新しい1つの建物として、施設として全部、全面改築をするということも1つの考え方かと思っておりますし、また、現在の施設を一部利用しながら増改築のような形の改修を行っていくということも1つの具体的な考え方かと思っております。

ただまあ、ここが、先ほど、大下議員もお話のように、町民の皆さんにとりましてですね、庁舎、役場というのは、よりどころであって、やはり町民の皆さんが使いやすい、また、ここの庁舎に来ていただいてですね、皆がこう安心して使って、利用していただける。また、行政サービスが一元化して、できるだけまあ、行政サービス、町民サービスが、スムーズに、効率的にできるような、やっぱし形を作って行かなきゃいけないということは、一番だと思っております。

そういう中で今、必要なのは、どうしても、これだけ広範囲の中で、広い町域になった中ですね、いろんな行事をしたり会議にしても駐車場等の確保も、まだ十分にできてないということです。そういう面で、庁舎の建物と同時に、まあ、庁舎がある、この役場敷地ですね、このスペース、これもやっぱし、不十分ではないかなというふうに思っております。

なかなか土地の問題はですね、いくらでも増やせるものではないんで、限られた中で、どれだけ確保して、整備ができるかということにもなるうかと思うわけですがけれども、そういう駐車場なりの確保も含めた、この庁舎全体の改善、整備を考えていくということで、スタートしていかなければならないと思っております。

また、その考える1つの前提として、安全面の中でですね、建物の老朽化ということ。これは、あの、こういう建物ですから、物理的に老朽化していくんですけども、これが、現在の本庁舎が、昭和40年に建設をされて、その後、増改築、また、耐震化等の補強、いろいろとしながら現在にあるわけですがけれども、これがもう、例えば、耐用年数が、後10年とかですね、20年という限られたものであればですね、当然、今の中でね、有利な

財源が確保できる中で、庁舎を、この問題に対応していかなければならないわけですが、まあ、この建物、非常にまあ、当時つくられた時にですね、しっかりとつくられております。まあ、現在の、私は、コンクリート、この建物の本体、構造的にですね、まだまだ耐用年数は、そういう構造的な耐用年数は、更に、40年、50年は、もつというふうには思っております。

まあ、そういうことも1つの検討していく上での、資料としてですね、材料として、考えていきたいというふうにも思っております。はい、そういうことです。

〔大下君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、大下君。

11番（大下吉三郎君） まあ、私は、今、考えておることも、町長がお考えになっていることも、だいたい一致するわけでありまして。いずれにしても、このような建物、それから、また、町民ホールもないような、こう、町民が来られてもですね、休憩する場所もないような庁舎であってはいけない。町長も認めておりますように、やっぱり憩いの場ということも、町民にとっては非常に大切であろうかと、このように思いますし、各支所、旧町の庁舎が、各支所の支所として機能しているわけです。まあ、これは当然、それはそれとしていいわけでありまして。

ただしながら、先ほど、私も言いましたように、農林振興が三日月なり、幕山なり、上月に水道なりというようなものが分散しておるということが、町民にとっては、非常に利用のしにくい庁舎であるということは、町長も認められておりますし、どなたが考えても利用できにくいというのが事実であります。

まあ、そうした中で、私も、この新庁舎の建設を、私がするならば、どこにしたらええやろうかと。水害のことも考えないかん。防災のことも考えなならん。また、町民の利便性ということも考えなならんという立場に立ちますとですね、私は、この裏にあります体育館等々の建設についてもですね、まあ、必要でないと言え、語弊があります。まあ、ただしながら、庁舎を建設するにあたっては、そういった体育館等の撤去等を含め、第2庁舎のことも考え、そこに新しい庁舎を建てる。そうすれば、自ずから、現庁舎の跡にはですね、そういった駐車場が広く取れるというようなことも頭の中では、考えはつきますけれども、まあ、先立つのは、やはり今後、お金が、どのような格好で財源が回っていくのかということをやっぱり考えた時に。

まあ、ちなみに、宍粟市の庁舎、新しい庁舎が今、できておりますが、あれが、約26億数千万かかっておるということであります。当初は、5階建てで計画して35億ほど予定しておったんですけども、今、4階にしたと。あの建物の中の解図を見ますとですね、エコ対策ができておるわけです。まあ、そのようなことも、隣接町市であり、また、現太子町がですね、庁舎の建設ということも、今、移転を考えて計画中ということでもあります。

まあ、いずれにしても市町、それぞれ違いますけれども、やはりこういった、佐用町をこれから安泰して、行政をやっていくということになれば、まず、そういった対策のものも必要であろうし、町長の言われる、そういった人員等の整理ということも必要になってきます。

まあ、そのようなことで、町長としては、全て目の届く範囲に町職員がおるというのは、一番必要であります。まあ、このようなことを考える時に、今のような現状では、いかななものかなと私は思っておるわけです。

まあ、このようなことを考える中で、本当にこう、生活のしやすい佐用町をする。また、

それをリードしていく庁舎というものが必要になってくるということは現実であります。まあ、この特例期間のある内です、このようなことを、ある程度具体的に、検討をされてですね、1日も早い、そういった建設計画というものを、提案していただければと、そのように私は、このように願っておるわけです。

まあ、いずれにしても、幕山の保健センターにつきましてもですね、多くの職員が向こうに出られて出向しております。そのようなことにつきましてもですね、やはり中心的な所に、やっぱり席を置くということは、住民が利用しやすいということもあるわけです。かと言って、それぞれの、現に使っている、それぞれの庁舎等についての、まあ、廃棄というものについても、今後、考えていかならないということも考えますし、まあ、いろいろな難点、利便性があるかと思えます。

まあ、いずれにしても、このようなことを今後、佐用町として、どういう、そういった合併があろうとも、どういった組織改革があろうともですね、そのような、1つの、きっちりとした指示、系統が送れるように、同一した庁舎の中で、行政を進めていただきたいと、私は、このように思っておるわけです。

まあ、町長も言われておりますように、これから、やっぱり、そのようなことも、いろいろ考える中で、検討していかならんということでもあります。まあ、その言葉を聞きますと、私は、是非ともですね、そのようなことを早急に立ち上げていただき、考えていただくと。まあ、それはそれ、これはこれというのは、1つの判断の中で、これだけ大きな被害、災害が起きた佐用町であります。それは、それもやっていかならん。これもやっていかならんという1つの重みは、十分に承知しておりますけれども、やはり、1つ1つ物事を、ある程度、目鼻が付きますと、次のことを考えていかならんという、切羽詰った、このような特例債という1つの、10年単位の補助金であります。まあ、それをうまく利用して、今後、そのような計画を早期に進めていただきたいと、このように私は思って、この問題に対しまして、町長に伺ったわけでありまして、

町長、もう一度、ちょっとお聞きしますが、本当に、このようなことを早く、1つ1つ検討していきたいということを実施していただけますことを願うわけでありまして、そのことに対して、再度、どのように今後進めていきたいかということをお聞きしたいと思います。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 先ほど、いろいろとお話しさせていただいたとおりでありまして、もう、その必要性と言いますか、検討しなければならないという期限も十分に認識しておりますし、いろいろな問題が存在していることも、これは、当然、分かっております。

まあ、庁舎の問題、これをまあ、どのような形にしてもですね、一定のまあ、こういう事業を実施していこうとすればですね、その実施期間というのは、当然、まあ1年半、2年掛かります。まあ、この合併特例債というのはですね、繰越というようなものは認められておりませんので、完全に、その実施期限内、10年間の中で、全て事業が完了しなければならないという点は、これ非常に厳しく、もうそこは、規定をされております。

そういうことから考えますとね、後残された4年と言ってもですね、まあ、そういう結論を、方向性を出し、また、どういう方向で、こういう実施していくか。実際に、庁舎の建設、または改築、また、整備。そういう内容についての方向が出した上で、また、実施、その中の具体的な設計を行い、また、それを実際に実施していくということを考えますと、

まあ、今年度中にはですね、ある程度の方向性は、打ち出さなければならないと。そして、来年度には、ある程度、計画の中身というものをね、具体的に検討をし、そして、最終年度、2年間ですね、で、実際の事業を行うにしても実施をしていくと。そういうスケジュールになろうかと思えます。

まあ、そういうことから逆算しますとね、先ほど言いましたように、そう十分な時間が、もうないということですから、まあ、庁舎内の職員におきまして、それぞれ担当職員に指示をしてですね、まあ、いろんな観点から、まず整理をして、検討するように指示をしておりますので、まあ、今年度を目途にですね、ある程度の方向が出せるように、皆さんにも相談が、協議をさせていただけるようにですね、進めていきたい。そういうふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

〔大下君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、大下君。

11番（大下吉三郎君） まあ、先、明るい希望をですね、町長の方からお言葉をいただきまして、是非ともですね、このような形の中で、今後、本当に時間の迫った中で、大きな事業を展開ということであります。是非ともこれが、出来上がりますようお願いを申し上げます。私の一般質問を終わりたいと思えます。ありがとうございました。

議長（矢内作夫君） はい、以上で、大下吉三郎君の発言は終わりました。
続いて、7番、井上洋文君の発言を許可します。

〔井上君「はい、議長」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） はい、井上君。

〔7番 井上洋文君 登壇〕

7番（井上洋文君） 7番、公明党の井上洋文です。私は、今回3点の質問を行います。
第1点目は、児童虐待防止についてでございます。

本町のような田舎で人の命を預かる医療機関における高齢者虐待、あってはならない事件が数年前に起こり、驚愕し、耳を疑ったところでございます。今、毎日のように新聞紙上をにぎわし、相談件数も驚異的に増えている高齢者虐待と児童虐待。数年前までは、本町では無縁の出来事のように思っておりましたが、同じように事例があるとのこと。今回、その児童虐待防止についてのみ、お伺いいたします。

全国205箇所の児童相談所が2010年度に対応した児童虐待に関する相談件数は、前年度比1万941件、24.7パー増の5万5,152件に達したことが、厚生労働省の調査で分かりました。

先日も千葉県で3歳児に熱湯をかけて、やけどを負わせたとして、傷害の疑いで逮捕されるという痛ましい事件が起こりました。

また、警視庁が、一昨年に事件として扱った児童虐待は、過去最多の335件ののぼり28人の命が奪われました。

2008年度に改正児童虐待防止法が施行され、家庭への立ち入り権限が強化され、そして警察官の同行も、以前より求めやすくなっております。しかし、経済苦や不安定な就労、

夫婦間のいざこざ、育児疲れ、そのような様々な要因が浮かび、そこに共通するものは、孤立でございます。

私の子どもの頃は、職を失い、借金を抱え、生活費にこと欠いても、隣近所や親族、友人等が助けてくれました。しかし、そのような安全網は、段々なくなっており、相談したり救いを求める場は乏しくなっていました。その解消されない悩み、苦しみを、抵抗できない子ども達にぶつけてしまう。このところ相次いで発覚した事件は、虐待を防ぐための連携体制が、未だ不十分であることを浮き彫りにしております。厚生労働省が作った専門家の検証委員会によると、虐待死事例、6割近くは、関係機関と何らかの接点があったそうです。情報が迅速に共有され、有効に対処できていれば救える命は多いはずです。大事な子ども達を児童虐待から救える手はなかったのか、そういう思いからお伺いいたします。

- 1、本町で関係機関が対応した児童虐待の実態は。
 - 2、児童虐待を受けた子どもの処遇は。
 - 3、行政や警察、医療機関、保育園、小学校、地域、民生委員など連携体制の強化は。
 - 4、地域の人達が虐待をうかがわせるような事態を見かけた場合の対処法の周知は。
 - 5、生涯学習の取り組みの中での家庭教育は。
 - 6、地域づくり協議会の中に子ども支援部会の設置は。
- 以上、第1点目の質問をお伺いいたします。

議長（矢内作夫君） はい、町長、答弁お願いします。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、井上議員からの第一番目のご質問の、児童虐待防止についてのご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、本町の児童虐待の実態でございますが、平成22年度は、24件ありまして、その内訳として、身体的虐待としての指定6件、心理的虐待として1件、ネグレクト虐待として15件、そして通報があったものの現地の確認をすると虐待ではなかったものが2件という結果になっております。

次に、児童虐待を受けた子どもの処遇はとのご質問でございますが、虐待の事例が発覚した場合の対応といたしましては、平成18年10月に児童虐待の通報や虐待等の疑いがある児童に関係する団体、姫路こども家庭センター、警察署、西播磨圏域コーディネーター、民生・児童委員などで構成する要保護児童対策地域協議会の中で、事例ごと個々に虐待の実態を調査をし、個別ケース会議を開催しております。当然、そこには関係する小中学校などが参集し、実態の把握と支援の方法などを協議をしております。

開催数は、平成21年度は2回、平成22年度では5回、本年度は、8月末までに3回開催をいたしております。

次に、行政と各関係機関との連携体制の強化はとのお尋ねでございますが、先ほど申し上げました、要保護児童対策地域協議会では、保育所、小中学校はもとより、姫路こども家庭センターや警察署をはじめとして、町内外の関係機関に参集をさせていただき、虐待の実態、情報の共有と調査をし、支援の方法について協議を行っています。

また、幅広く啓発を呼びかけ、虐待を予防・防止することの重要性に鑑み、昨年度から、児童と高齢者虐待防止ネットワーク会議を立ち上げて、各団体との情報交換と研修も行っているところでございます。

次に、地域の方たちが虐待を見かけた場合の対処法についてのお尋ねでございますが、

最近では、自殺問題とともに、家庭内暴力、児童・高齢者虐待問題はマスコミ等で連日のように取り上げられ全国的に普遍且つ喫緊の問題として位置づけられておりますことはご承知のとおりでございます。町にあっても、児童・高齢者虐待防止ネットワーク会議等で、虐待防止・予防への関心を高めるための研修会、また、民生・児童委員会等への啓発等を通じて、地域住民の見守りや通報をお願いをいたしております。

まず一番に、虐待かなと思ったら通報することの重要性を訴えておりまして、その結果として関心も高まり、地域の方からの通報もあり、早期発見と予防の一助となっております。

次に、生涯学習の取り組みの中での家庭教育はとのご質問でございますが、ご承知のように生涯学習は必要に応じて自己に適した手段や方法を選択して生涯を通じて行う学習と一般的に解釈をされており、行政は、その機会と、その場を提供するものと理解をしております。また、家庭教育での言葉や生活習慣などいわゆる躰、あるいは成長に伴っては就学前教育などというものでございますが、昨今、育児ストレスなど様々な要因によってこの基本的な家庭教育ができない親が社会的に問題視されるようになっております。こうした次世代育成能力に問題を抱える親への対策といたしまして、子ども家庭センターや保育園における育児相談や、子育て支援センターを機軸とした家庭児童相談員などによる相談など様々な相談活動とあわせて、各地域の子育て支援センターでのママプラザによる参加体験型の子育て学習などを組み合わせながら、学習機会と場づくりに努めているところでございます。

最後に、地域づくり協議会の中に子供支援部会の設置はとのご質問でございますが、各地域づくり協議会では、地域のふれあい活動や生涯学習活動等を通じて、地域の中で子ども達を見守り、育てる活動に取り組んでいただいております。

児童虐待防止については、地域づくり協議会の目標としている心豊かなひとづくり活動の一環として、今後も重点的に地域のつながり、子育て支援、地域での見守り活動を積極的に進めていただきたいと考えております。また、地域には子育てを終えられた方、また、教員や保育士、民生児童委員など、子どもにかかわる経験をされた方々が多数おられます。これらの方々のご協力も得て、保護者の方と一緒に、地域で虐待を生まない環境づくりを進めることが大切であると考えます。

なお、地域づくり協議会での部会設置については、各協議会独自でその地域ごとに必要な部会を設置されておりますので、必要であれば協議会で検討をしていただきたいと思います。

以上、最初のご質問に対しましての、この場での答弁とさせていただきます。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、再質問、井上君。

7番（井上洋文君） まあ、先ほど、その虐待の実態ということで、報告がございました。私あの、この身体的な虐待が主にあるのではないかというように思っておったんですけれども、このネグレクトとか、心理的虐待とか、当然、身体的虐待ということで、このネグレクトという、この虐待が15件もあるということなんですけれども、これもう少し具体的に、この各、その虐待の状態を、ちょっと教えていただけませんか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） ただ今、町長の方が申しあげましたけども、不幸にも 24 件、22 年度にあってはね、本町にあったということでございますけれども、まあ、身体的な虐待というのはね、だいたい議員もご案内だと思うんですけども、心理的とネグレクトは若干こう、差異が見出せない部分があるんですけども、いわゆるネグレクトというのは、言葉どおりでまあ、親がですね、子どもを無視するということですから、手放してしまう。例えて言うならば、食事を与えないとか、お風呂へも入らせない。あるいは、衣服を着させない。まあ、着させないというのは、概ねですね、この虐待の被害者いうんですか、子どもさんは、概ね小学校中高年ぐらいまでが 8 割ですから、そういった部分で、身だしなみだとかね、そういった部分を、全然親として構わないとか、そういった部分につけるんではないかなというふうに思っております。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、井上君。

7 番（井上洋文君） 先ほど、町長、お話ありました、この要保護児童の地域協議会設置。本町では、平成 18 年の 10 月ですか、設置されておるんですけども、この協議会とですね、それから、あの、虐待防止のネットワーク会議。これは、児童と高齢者と含めた、このネットワーク会議というように聞いておるんですけども、ここらは、どのように、さっきちょっと説明ありましたけども、この 2 つの協議会、どのような違いがあるんかって、もういっぺん、ちょっと教えていただきたいんですけども。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） まずですね、児童虐待防止法がゼロ年度にですね、施行されたという中で、あわせて、冒頭ですね、井上議員もおっしゃったように、今、いわゆるこう、虐待というのは、一言で言うならば、弱い立場の所へまあ、牙が向くというふうなことが言えるんじゃないかと思うんです。

それで、今の時代ですね、核家族の中で、これ、言葉悪いですけども、事実として申し上げるんですけども、その児童虐待にしてもね、どうしても弱いというのは、例えば、先ほど、町長が言いました 24 件の中にもですね、母子家庭がですね、概ね 9 件ほどあります。母子家庭だったからだと言うんじゃないんですけども、議員も言われたように、やはり実態としてですね、経済的な部分とか、どうしてもお母さんも働かなきゃならないから、結果として、ネグレクトに近いような状況に持っていくと。

ですから、いろんな意味でですね、例えば、その、母子家庭の中で、結果としてそうだったとしたら、例えば、いろんな理由があると思うんですけども、子どもさんが、その子ども自身は、望まれない。自分がですね、世に出て来たというふうな部分もね、ひょっとしたらあるかも分かりません。そういった部分で、いろんな各層、例えば、民生児童委員さんにもなっていておりますし、当然、郡の医師会の方にもですね、代表で入っていております。それから、行政も当然、保健師も入っておりますし、勿論、事務局はですね、町長も言いましたように、子育てセンターですね、そういった部分で、主導で

やっているんですけども、当然、これも答えましたように、小中学校の学校、それから、保育園のね、現場の先生方にも平素からの子どもの動向なんかをつかんでいただいております。

合わせてですね、高齢者虐待についても、昨今、自殺問題と共にですね、非常にクローズアップされておりました、これについても当然、弱い立場の方へですね、例えば、子どもですね、今度は。今度、下の部分から、おじいさん、まあ、お父さん、お母さんになりますけども、そういった虐待というの、田舎にあっても、児童虐待ほどじゃないですけども、1、2、例を見ております。そこにですね、やっぱり温床としてあるのは、何回も言いますように、弱い立場へ牙が向くという実態の中でね、そういう医者の方とか警察の方、いろんな分野から、幅広くご意見をいただきたいという部分がございます、あんまり、起因する原因は、あまり違わないと思うんです。ですから、児童も高齢者も一緒に考えていこうということで、皆さん方で、話し合いをされた結果としてね、合同会議の方が、より効果的に情報も共有できるのではないかなということで、昨年、そういった形でさせていただいております。まあ、これについては、県の方にも指導いただいて、それもよからうということで、やらしていただいているのが実態でございます。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、井上君。

7番（井上洋文君） これは、要保護の地域協議会の方は対処的な、できた、表れたその状態をですね、対しての対処するような会議で、そのネットワーク会議は、予防や防止をする会議かというように、私思っておったんですけど、そこら、どんなんですか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） 確かに、今の取り組みとしてね、児童虐待なんか特にまあ、それが、発見されたいう段階で、バタバタ動くというのが実態でして、これは当然、先ほど言ったように、スタッフが足りなさすぎると、私は思っております。

議員がおっしゃったように、5万何件の中にも、確か、神戸新聞の社説に書いてあったと思うんですけども、やはりその、元々スタッフが少ないという部分を解消していかないと、とてもじゃないけどフォローできない。ということは、その事象としてね、かかわっておった機関であっても、分かってたんだけど、最悪の事態を招いたというふうなことがあったと思いますので、今の実態としては、確かに、児童については、発見された後。

それから、どちらかと言えば、高齢者については、啓発的なこともやっておりますので、これは地域包括の方で、力入れておりますので、やっておると。そういう中で、どちらも、その対策協議会のね、難しさ、それから、課題の深刻さみたいなものを共有する方がいいだろうということで、ネットワーク会議を持っておるということでございます。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、井上君。

7番（井上洋文君） 先ほど、課長言われた虐待の中でまあ、母子家庭。24件の内の9件と。これ、母子家庭だからということではなしに、まああの、それでも9件という数が上がっているということを言われたんですけども、この虐待する人の、その特徴ですね。特徴いうんか、それは、母子家庭、母子家庭でなく関係なしにですね、どういう方が虐待されるというような傾向性なんですか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） 私も専門家じゃないんで、そこまで踏み込んだ発言は、ちょっと差し控えたいと思うんですけども、要は、先ほどから何回も言っているように、虐待される側は、子どもにしても高齢者にしても、当然、弱い立場の人の所へ行くというのが、これ1つ言えると思うんです。

それで、今度逆にですね、その暴力なりを与える側は、いろんなケースが、僕はあると思うんです。子どもに、いろんな事情があるでしょうけれども、愛情を感じないとか、それから、経済的な理由で目が届かない。それから、まあまあ、いろんな要素が、僕はあると思うんですけども、その実態としてね、母子家庭という部分で申し上げましたけれども、当然ですね、県下的に見ても、西播磨の姫路センターの中ですね、結果としても、誰が、誰が虐待をしたかというのは、もう圧倒的にですね、父、母なんですよ。父、母なんです。で、もっと言うならば、母親なんですよ。父親の倍くらいあったと思います。そこらあたりをね、分析するというのは、私どもの力では、到底及ばない部分があるんですけども、一番こうね、愛情を注がなければならぬ立場の者が虐待すると。これは、何でやという部分は、やっぱり僕らでは、なかなか理解できないし、そういった中で、そういうネットワーク会議でしたら、いろんな、その専門家もいらっしゃいますし、医者もいます。私とこの保健師もいますし、いろんな情報を共有の中で、1つずつ勉強していく中で、啓発ですね、先ほど、町長言いましたように、その、隣で、泣き声がギャーッと聞こえたら、もう直ぐ知らせると。これはもう、国民の義務というふうに法改正でなっておりますから、これについては、仮に確証がなかったとしてもええと。守秘義務より通告する義務の方が優先するというふうな制度でございますので、是非それをご利用していただいて、啓発を、私どもも進めております。

結果として、昨年度、これは、良かった立場と思うんですけども、2件誤報がありましたけれども、これはもう、誤報の方がいいわけですから、そういった市町村なり保健所、あるいは児童相談所ですね、もうドンドンこう、やっぱり通告をしていただきたいというふうに思います。そういった啓発活動を、今、やっております。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、井上君。

7番（井上洋文君） まあ、虐待をする人のまあ、特徴ということですね、まあ、これは限定されないと。これは当然だと思うんですけども、まあ、特にまあ、親がその、他者の係わりをしにくいとか、また、地域社会での友達がいなかったとか、連れ合いにも相談できなかったというような方が、やっぱり多いんじゃないかと思うんですけども、そこから考えたら、やはり、地域ですね、もっとやっぱりかかわっていくことが、やっぱり

大切じゃないかと思うんですね。

で、昨日、一昨日ですか、NHKでやっておりました、あの、この虐待についてということで、その、社会がもっと、やはりお節介化をしていかなかったらいけないんじゃないかということとですね、もう1点は、自分のストレスというのは、自分の世代でその、解決すべきだと。その自分の世代同士で、いろいろ相談したりして、やっぱり解決すべき。それをやっぱり、子どもの世代まで、やはり持っていくということは、これは、おかしなことだというような、大学の教授は、この2点をですね、虐待について、訴えられておったんですけれども、特にまあ、虐待をされた子どもですね、これまあ、24件の内に何件か、虐待をされた子どもがおるわけですから、その虐待をされた子どもはですね、その、どのような、その、状況になっているわけですか、今。その、どう言ったらいいか。まあ、この叩かれたような人は、身体的にまあ、傷ができたというようなことがあるわけですから、精神的とか、知的とかですね、そういうことに対しての、この虐待された子どもが、変化をしていっているというふうな状態は、つかまれてないんですか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） 先ほど、議員おっしゃいましたように、確かにあの、前段の質問に、私、答えきれなかったと思うんですけども、今、どういう組織を立ち上げる。あるいは、世代に向けてもですね、キャッチフレーズがね、お互いふれ合って、助け合って支え合うという部分があると思います。子どもの教育にしてもですね、もう、前から、家庭と地域と学校がという部分があったと思います。今さらながらにですね、これを大きな声を挙げてですね、皆さん方で支え合うということが、まず一番だと思います。

それで、24件の内ですね、2件が誤報だったということと、円満に解決したのが3件ございました。後はですね、当然、小学校まででございましたので、当然、学校。担任なり校長入っていただいて、親御さんも入っていただいて、概ね、皆で、今は冷静な判断でね、見守っていくというのが、概ねの動向でございます。1件だけですね、不幸にも遠方へですね、まあ、親と離れて、これは納得の上でというのがございましたけれども、1件ございます。

議長（矢内作夫君） よろしいか。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、井上君。

7番（井上洋文君） この虐待をする、その、されたそれをですね、その児童を発見する、その、これはちょっと難しい。今、誤報があってもいいから、通報義務というのが、まあ、できたわけなんですけれども、これは虐待の発見の難しさ。虐待というのはですね、ほとんど密室で行われるというのがまあ、通常ですわね。それに対してのですね、この発見の難しさ、そこらを、どのように発見したらいいか。ただ、その、大きな声を出しているということだけと違ってね、そこらは、どんなんですかね。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） あの、よく言われるのがね、特にまあ、保育園とか小学校において、その子どもさんと毎日接する中でね、身体的な、いわゆるそういう虐待の痕跡ですね、あざがあったとか、そういった部分には、即、子育てとか、児童、家庭相談所に言いなさいと、これも義務的なものになっております。

それと、1つの例ですけれども、一番深刻な事態になった部分については、どうしても欠席がちであったりとかね、子どもさんが。出てきても、何かこう、口を閉ざしたような。言いたいような、言いたくないような、そういう事例があったんは、私も明確に覚えておるんですけども、そういう中で、やはり小さい子どもがですね、そういった部分に遭うと、なかなかこう、そこらが結局、虐待の悪影なんでしょうけれども、なかなか親のことを言い出せないというような部分がね、ありましたね。で、親のことも悪く言わないんですけども、やはり、そうすると、やっぱり何か隠しているなというふうな部分がね、あったりして、まあ、その方が、先ほど言いましたように、親とも別れて、今はですよ、今はですよ。一時的に遠方の方へ行っているというような事例なんですけれども、お互い、今、おっしゃったように、密室の中でね、できることですから、開放的な言動だったらいいんですけども、その全然、それとは違いますからね。特に、保育園、小学校において、十分留意するということとは、関係機関共々ですね、話し合っているところでございます。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、井上君。

7番（井上洋文君） まああの、これ、子どもの権利に対して、社会全体がですね、その、つい最近まで、子どもっていうのは、親から見たら、虐待されるのが当然だというんじゃないんですけども、そういう子どもと親との、平行線と違って、上下関係というようなものがあるんですね、なかなかやはり、通報というのは、なかなかできにくいものがあるんじゃないかと思うんです。

で、まあ、特に、今後、そんなこと言うとしてもしょうがないんですけども、その虐待に対して、どのような時に虐待を疑うかというのは、これはまあ、乳幼児、また、幼児期、学童期、また、親が虐待した場合の親の状態というのは、これは、それぞれにやっぱり違うと思うんですけども、それに対してのマニュアルというようなものはないんですか。その、教育委員会も含めて、そういうふうなものはないんですか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） マニュアルというのは、私も勉強不足で、そこまで、ちょっと、記憶定かじゃないんですけども、先ほど、井上議員おっしゃったようにね、虐待する。やむを得ず虐待するというふうには判断すべきなんだと思うんですけども、その虐待する立場の、男性であっても、女性であってもいいんですけども、その方を孤立させない政策ですね、これが一番大事だというふうには、書いてあるんですけども、果たして、それ

がね、どういうふうな政策かというの、私も、まだ、飲み込めてない部分があると思うんですけども、要は、おっしゃったように、一人ぼっち。孤立するんじゃないくて、隣近所の方々と、平素からね、お付き合いをする中で、いろんな、子どもの育て方のね、手法なんかも学んでしょうから、幅広いお付き合いをですね、していく。地域の人も、誰にも声かけるように支えあっていく。そういった地域社会を作っていくのが、一番大事なんではないかなと。平素からね、思います。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、井上君。

7番（井上洋文君） 学校では、どうですか。その、虐待を疑わしい、具体的な状況というのは。

〔教育長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 学校の方はですね、先ほど言いました、お話があったように、虐待防止については、教職員が、必ず見つけた場合には通告すると。そういう形で、前の議会でもお話したかと思えますけれども、毎年、新年度始まって、健康診査、健康診断ですね、そういうことも含めてしておりますし、また、夏場になりますと、半袖、半ズボン等着用しますので、そういうケガがないかとか、そういうことも注意しております。

また、当然、休みがちであれば、家庭訪問して、家庭の状況や本人の状況を、見極めていく。また、忘れ物が多かったり、また、衣類が清潔感を欠いておったりですね、また、髪の手入れとか、そういうことが、しっかりできていなかったり。また、給食の時間に、給食を本当にあの、普通、噛み締めて食べると言いますか、そういう状況じゃなくってですね、早く、ガサガサと食べているというようなこともですね、気になれば、担任が、家庭の様子を見たりですね、また、学校の方で、そういう協議を重ねて、対応していくと。また、先ほど来出ておりますけれども、子育てセンターとか、いろんな形で、情報交換をしながら、ケース会議等をもって、今後の対応を考えていっております。以上です。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、井上君。

7番（井上洋文君） まああの、今、だいたい虐待について、分かりましたけれども、この共立病院、これちょっと、名前出して、出してしまったんですけども、この医療機関ですね、その虐待が、これは高齢者虐待なんですけど行われました。この町内にですね、その医療機関じゃないんですけども、保育園とかですね、その、学校とか、その施設ですね、いろんな施設がございますわね。子どもさん預かっている。こういう施設での、その虐待というのは、何も挙がってないですか。

議長（矢内作夫君） 答えます。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） ちょっとした事業所なんかでですね、いわゆる事故的な部分があったら事故報告出すというのが、これは責任としてあるんですけども、やはり虐待という部分についてですね、報告、私がお世話させていただいて、去年、4月からですけども、それはなかったように思います。

ただしですね、ただし、物の本によりますと、そういった施設で働くというふうな従業員の方も大変なお仕事ですから、どうしても弱い立場にですね、結局、さっき言った弱い立場の方に、虐待とも取れるようなね、行動いうのはよくあることだというふうには書いてありましたけれども、それは、幸いにも、佐用町内では、今のところ、露見したというのではないと思っております。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、井上君。

7番（井上洋文君） 分かりました。

で、あの、この虐待ということに対して、先ほど、ちょっと私も言いましたように、まあ、虐待する親というのは、他者との係わりがうまく築けず、孤立していることが多いということなんで、これ、ある市なんですけれども、三世代同居支援ということで、親と子と孫の、この三世代同居をですね、支援していくということで、そういう三世代が、家族が同居などに係わる費用の一部を市が負担するというをやっているわけですね。

で、親と子と孫を基本とする三世代の家族が、同居又は近隣1キロ以内に居住すること。それから、親が65歳以上で1年以上市内に居住していること。孫が18歳未満であること。同居、又は、近隣に居をしている状態が、今後3年以上継続する見込みであるというような、こういう親子、孫の三世代がやはり、1つの家庭で過ごしていくと。そのことによって孤立化を防いでいこうということで、まああの、児童虐待だけと違ってですね、その高齢者虐待ということに対しても、防いでいこうというふうに、このような取り組みをやっている、その市もあるわけですけども、この三世代同居支援ということに対して、どんなんですかね。町長、どうですか。

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、そこまで行政が支援をしていかなきゃいけない時代になったのかなというふうな感じもしますけれども、まあ、本来ですね、本当にあの、各世代が一緒に家庭をつくる。家族としてね、生活するというのは、これはやっぱり、一番自然だという感じは持ってます。

ただ、今の時代ですね、それがまあ、戦後の核家族化がこう、ドンドン、ドンドンとまあ、一般的になってしまってますね、そういうふうに、その、同じ、また、町に住んでもね、例えば住んでも、そことの、じゃあ、家族としての、どういう繋がり、交流があるのか。これはもう、家族のやっぱりあり方。その家族ごとによって、当然もう、これは、その、一人ひとりのまあ、やっぱり考え方で変わってしまいますから、なかなか、その家族を完全に、ある意味では、1つの形で規定をするというのは難しいと思います。

その難しいものに、また、行政が、そういう支援、経済的な支援をしていくという、これもまた、判断が非常に難しいなという感じがしますけどね。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、井上君。

7番（井上洋文君） この平成 21 年度の佐用町生涯学習活動のあらましの中にですね、はじめにというところで、まああの、国では本年、子ども・若者育成支援推進法が制定され、次年度に施行されると。まあ、ずっと縷々と述べられて、最後に、青少年を 0 歳から 40 歳未満の者と捉え 30 代も対象したところに、すぐに取り組みなければならない現実の大きさが伺われるという、まあ、文言があるわけなんですけれども、どうなんですか、この、子ども・若者育成支援推進法、国でまあ制定されたわけなんですけれども、その各、あの、地方でもですね、協議会を設置して、そして子ども・若者に対しての取り組みをしていくようなことの、まあ設置義務ではないんですけれども、そういうことが謳われておるんですけど、その支援法とのですね、と、今、言われたような、課長が言われたような取り組みとの整合性というのは、どないなんでしょうね。それは、町として、設置していくというふうなことが、この生涯学習活動のあらましの中に謳われておるんですけれども、そこら、取り組みは、どんなんですかね。

〔生涯学習課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、生涯学習課長。

生涯学習課長（保井正文君） 率直に申し上げますと、ただ今、準備中です。

で、その支援法を受けて、一昨年 3 月ですか、行政の組織の中で、対象が広範囲にわたっておりますので、どこの部局かということではないんですか、生涯学習と銘打っておりますので、学習課の方で準備を始めたところです。

で、現実には、いろんな形の、そういった方策とか支援とかございますので、一度、行政の中を、まあ、過去には青少年問題協議会とか、それから、育てる会とか、それから、そういった類の団体等たくさんございます。それから、子育て支援も含めまして、そういった中で、今、実務レベル段階で、実態を見直すということで、先般も会合を開きまして、おっしゃるように努力目標ということでございますが、今年度末ぐらいには、ある程度、組織だったものを明確にしたいという形で、現在取り組んでおります。以上です。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、井上君。

7番（井上洋文君） 分かりました。

それと、最後に、この地域づくり協議会の中に、そういう子供部会を作ってはという、まああの、町の方で、今、生涯学習課長言われた、町としては、そういう格好で進んでいき、地域でもですね、地域づくり協議会の中に、そういう子供支援部会等の設置を、やっぱり町内全部設置してですね、今後あの、総合的な子どもの育成に対して取り組んでいくべきではないかと思うんです。そこら、どんなんですかね。

それぞれに、先ほどの町長の答弁でしたら、それぞれの地域づくり協議会で、検討して、設置する所については、設置したらいいというような答弁だったんですけども、町として、そういうふうなことを指導してですね、全体的にその、子どもを育てていくということに対して、これは、地域が一番、やはり密接な状況でございますので、そこらはどんなんですかね。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） もう既にですね、その部会を作るか作らないかは別にしてですね、この地域づくり協議会の活動の中では、当然、子ども達を、本当に中心にしたですね、いろいろと、その行事もやっていただいておりますし、まあ、子ども達に係わった、今、活動をやっていただいております。

それから、安全とか、そういう面でも、見守り。地域づくり協議会としての活動の、1つの活動としてですね、取り組んでいただいておりますのでね、他の部会なんかも、そんな細かく、1つ1つ部会を作ってね、やっていくのではなくって、まあ、健康づくりとか、地域のコミュニティを作っていくための活動部会。まあ、いろいろとその、その地域のやり方で、やっていただくのが、地域づくり協議会の進め方として、当然これまで進めていただいておりますから、この子育て、また、地域の子子ども達の、今の虐待の防止とかね、子ども達を見守っていく、まあ、安全の問題。こういう問題も含めて、これからも地域づくり協議会としては、もう既に、どこの協議会も1つの柱としてやっていただいておりますから、それは、そのやり方でいいんじゃないかなというふうに思ってますけども。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、井上君。

7番（井上洋文君） じゃあ、1点目について、これで終了させていただきます。

それでは、第2点目の質問に移りたいと思います。

第2点目は、学校図書館というように書いてますが、これ図書室で訂正をお願いいたします。

第2点目の質問は、学校図書室の機能充実についてでございます。

学校図書室は、児童生徒の知的活動を推進し、人間形成や豊かな心を養う上では、重要な役割を担っていると思われまます。今年度から、新しい学習指導要領がスタートしたことにより、学校図書室の充実が求められます。そこで、次の点についてお伺いします。

1、本町の小中学校に図書司書の配置は。

2、学校図書室は文部科学省の学校図書標準を満たしているのか。

3、今後の蔵書の計画は。

以上でございます。

議長（矢内作夫君） はい、2問目、答弁願います。教育長。

〔教育長 勝山 剛君 登壇〕

教育長（勝山 剛君） 失礼します。

それでは、井上議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

平成 20 年 3 月に小学校学習指導要領、中学校学習指導要領が公示されまして、小学校は、本年、23 年度から完全実施しております。中学校におきましては、来年度から完全実施をいたします。

学習指導要領の第 1 章、総則第 4 において、指導計画の作成に当たって配慮すべき事項として、学校図書館、学校図書室を計画的に利用し、その機能の活用を図り、児童生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実することとされております。

本町におきましては、佐用町教育振興基本計画の基本方針、夢ある教育の推進に沿い、生きる力を培うため、豊かな学力の定着や健やかな体の育成に加え、芸術文化活動、読書活動、特別活動の推進を支援しております。

1 点目に、読書活動の実態についてのご質問ですが、現在、学校においては読み聞かせ活動の推進、朝の読書タイムの設定など、読書活動、読書習慣の形成に向けた取組をしております。また、読書活動を推進するために学校と町立図書館との連携を図り、図書館司書による読み聞かせを実施していただいております。

2 点目に、小中学校の図書館に、図書室に司書教諭の配置についてのご質問であります。学校図書館法の一部改正によりまして、2003 年 4 月から 12 クラス以上の学校には、学校図書館に司書教諭を配置することになっておりますが、町内の小中学校では、該当する学校がございません。で、司書教諭を置かないことができるとなっております。現在、町内の小中学校で資格を持つ司書教諭は 10 名です。図書館の運営、学校規模からすると今後も配置の予定はしておりません。また、町立図書館と連携して、図書館司書が学校図書館を巡回して、担当教諭等の研修、相談の推進を展開しております。

3 点目の各学校図書館は、文科省の学校図書標準を満たしているのかとのご質問であります。平成 18 年度以降、国からの実態調査が行われておりませんが、小中学校の図書館の整備目標である学校図書標準が、平成 22 年度末現在、基準を満たしている学校数は、小中学校合わせて 10 校です。しかしながら、この学校図書標準の算定は、学級数が基準となっているため、特別支援学級も含むことから、一定したパーセントを、年度によって異なって参ります。

4 点目の、今後蔵書の計画についてのご質問ですが、学校図書館の蔵書の充実においては、先ほども申しましたように、子どもたちの豊かな人間性や生きる力の基礎的な言語力を育む環境づくりを進める上で、非常に重要と考えております。また、冊数だけではなく、質の充実も必要と考えておりますので、今後も引き続き努力をして参りたいと考えております。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、再質問、井上君。

7 番（井上洋文君） 学校図書の図書室の、この読書人数の推移ですね。ここ数年の読書人数の推移とか、読書量の推移とか、貸し出し数の推移というのは、これは、分かるんですか。

〔教育長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 個々のですね、生徒達が、児童生徒が何冊借りているかということにつきましては、教育委員会の方では、把握しておりません。

しかしながら、各学校では、学年によって違うかと思えますけれども、図書の、読書習慣を充実させるために、必ず一週間に1回は、本を借りて帰りなさいとか、そして、お父さんお母さんと一緒に読みなさいとか、そういう形で啓発啓蒙を行っております。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、井上君。

7番（井上洋文君） まああの、図書館司書、これは平成3年には、12クラス以上が、まあ、規定になっているということだったんですけれども、まああの、12クラス以下でも、今、全国的には20パーセントぐらいのですね、司書の配置が行われているんじゃないかと思うんですけれども、そういうようなので、まあ、検討していただきたいと思います。

で、図書の選定整理ということについて、私もこれ、2、3箇所、ずっと図書室を見させていただいたんですけれども、相当古いまあ、本もあるんで、そこらのことを、ちょっと新しい本との入れ替えとかですね、こういうことについては、どなんです。その学校、学校での図書の選定委員会というのがあるんですか。それとも、この司書、町の図書館の司書を含めてですね、その選定をやっているのか。そこらをちょっと、お聞きしたいんですけど。

〔教育長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 毎年、町の予算でですね、各学校に予算計上させていただいております。この予算の使用については、各学校で、今、不足している部類の、どういう本を購入するか。これは、計画的に各学校で図書の係の教諭を中心に検討をして、購入をさせていただいております。

また、図書館司書ですけれども、先ほど申しましたように、佐用町内も10人の教諭がおりますが、それぞれ、その司書教諭の免許を持っておる者については、それぞれの学校で、中心的になってやっております。

また、中学校においては、図書教諭は配置しておりません。3校はおりませんけれども、まあ、国語課の担当教員が、まあ、今まで、私も、その経験がありますけれども、中心となって新書の発掘だとか、また、購入段階、また、図書館の充実に向けて、努力しているところです。以上です。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、井上君。

7番（井上洋文君） これあの、古い本も、さきあるということで、これ、廃棄してもろてですね、これ入れ替えをして、学校図書室の蔵書をですね、これできないのかなと思うんですけれども、データベース化して相互に検索してですね、共同に使うというようなこ

とは、これは、どんなん。できないんですかね。

〔教育長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 学校図書の本帳というものは、各学校にありまして、今、議員がおっしゃいましたように、データベース化を早急に図りながらしていきたいと思っておりますし、また、あの、古い本もですね、表面的には、これもういいやないかというような本もたくさんあるんですけども、まああの、本当に時代ものの、いい書籍もありまして、本当は、そういう書籍を表紙を綺麗にしてですね、配置してやればいいんですけども、そこまで、なかなか行き届いてないというのが現状であります。おっしゃいますように、古く、本当にあの、もっともったいい本と入れ替えてやるという。これも基本にして、新しい図書を購入させていただいております。以上です。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、井上君。

7番（井上洋文君） それと、これは、予算決算で、私も、これ賛成してきたんですけども、19年度から今年まで、まあ、購入の決算額を見させていただきよんですけども、だいたい230万から40万ぐらいの金額、まあ、小学校全体で。中学校は120、130万という、その決算額なんですけれども、この金額というのは、10校あって、小学校が、したら、20何万円という毎年の予算額なんです。これは、低いんですか、高いんですか。近隣と比べてどんなんですかね。この学校図書に対しては。

〔教育長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 近隣と比較検討は、今までしたことがございません。まあ、私達は、予算をまあ、少しでも多くいただきたいのは、気持ちですけども、与えられたお金ですね、子ども達が、本当にあの、有効に活用できる図書の購入に努めて参りたいと、そういうことでございます。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、井上君。

7番（井上洋文君） 今年から、この言語の育成を謳うという、謳った新しい学習指導要領がスタートしたわけなんですけれども、国語力というのは、やっぱり読書力ではないかと思うんですよね。そういうようなので、やはり読書に力を入れていっていただきたいと、このように思うわけなんですけれども、ある学校では、この読書に対して、まあ、ボランティアの方々による学校図書室の利用指導やね、図書の修理なども行っているような地域もあるわけなんです。

で、よく開かれた学校、学校ということで、よくまあ、地域に開かれた学校ということ
を言われるんですけども、そういう所からも、地域と連携したね、学校図書室の活用と
いうのも必要ではないかと思うので、そこらも検討していただけたらと思うので、そこら
はいかがですか。

〔教育長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 特に、子ども達のお父さん、お母さん、まあ、親ですね。それと地
域の、いろんなボランティア活動をされている方、こういう方とですね、議員おっしゃい
ましたように、これから、本当にじっくり、先を見据えてですね、連携を図っていき
たいと、そのように思っております。今後とも、どうぞよろしくお願い申し上げます。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） あの、図書、学校図書の問題で、今、ご質問をされておりますけれ
ども、佐用町の場合、町立図書館。町立図書館におきましてもですね、当然まあ、この絵
本や児童本についても、かなり力を入れて、そして、町立図書館の司書がですね、各学校
を回ってですね、また、そこへ本も持って行って、まあ、利用をいただいている。ま
あ、その、そういう活動もね、今、やっておりますので、そういう点は、学校としても、
しっかりとまた、受け止めて、一緒に活動をしていただきたいと思います。他の地域で
は、そういうことあまりやってないんじゃないかと思うんですよ。佐用町としてはまあ、
そういうことを続けておりますし、それから、データベースにしてもですね、図書館にあ
る本が、多分、各学校でですね、検索ができて、そのリクエストができるような、そうい
うことも、もう既にそういうプログラム、形もできている。これは、課長、それは、でき
ているんですね。あれ。

〔教育長「蔵書は」と呼ぶ〕

〔町長「蔵書じゃなくて、その、学校との連携」と呼ぶ〕

〔教育課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君） 学校の方、今も町長言われたように、そのシステムの中で、小学校
の子ども達が、ここの図書館を利用できるような形のシステムは、完全には、まだないで
す。古いんと、今、新しいん入れ替えてますので、それを作っているところです。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、井上君。

7番(井上洋文君) それと、最後にこの件については、利神小学校が、踊り場にですね、図書室があったということで、これ前々から、私も関心持ってお願いしておったんですけども、まあ、各教室に図書室ができたということ。これに対しては、町長の御計らいによってできましたので、ひとつ、ありがとうございました。

それとあの、2点目は、これぐらいにしまして、3点目としまして、町営墓地公園の建設をということでお聞きしたいと思います。

まあ、高齢化し、墓地の維持管理に苦勞されている方が、多くいらっしゃる現状の中で、町営墓地公園の建設を。

町長は、19年の6月議会での答弁の中で、墓地の必要性と共に、今後、町の活性化の一つと述べられております。その後の具体的な取り組みは、どのようにされておるのか、お伺いをいたします。

議長(矢内作夫君) はい、3問目、町長、答弁。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長(庵途典章君) 墓地の問題につきましては、以前にも、今、答弁させていただいたことは、記憶しております。

まあ、町内の、町民の皆さん方も、墓地の管理維持、非常にまあ、苦勞されておられて、そういう町営墓地を建設をして欲しいという声も聞きますし、また、佐用町におきましてですね、土地の利用の1つの方法として、ある程度、大規模な町営墓地を建設することによって、新たなですね、ある意味では固定した、準町民的な交流人口が期待できるのではないかということも、以前から、私の構想としては持っております。

まああの、ただ、その町営、大規模な墓地の建設についてもですね、当然、いろんな観点から、まあ、時代の今、変化が起きておりますので、十分にまあ検討しなければならないということで、まず、昨今ですね、お葬式のあり方や、墓地のあり方も、以前の、家としての墓地というものがですね、から、各個人とか、家族とかいう形にも変わってきておりますし、まあ、そういう点も、今の時代ですね、動向を見極める必要があるのではないかなというふうに思っております。

まあ、この土地の利用としての、そういう町営、まあ、墓地。墓地が建設ができるのは、宗教法人か地方公共団体、こういう町か、しかできませんので、まあ、町のできる1つの事業としてですね、考えていきたいという思いを持っておりますけれども、まあ、一昨年の中です、この問題についての、課題についてのですね、取り組みは、若干まあ、休止していた点があります。まあ、しかし、まあ、できるだけ、こういう、土地の利用問題を含めてですね、新たに取り組んでいかなきゃいけないということで、担当者の部局に対しましてですね、この町営墓地の建設の可能性、また、必要、また、事業として成立できるかどうか、そういう点の検討をするように、指示もしております。

まあ、その中でですね、検討を、十分まあ、検討させていきたいということで、見極めていきたいというふうに思っております。

まあ、前にもお話ししましたが、やはり日本人の、これ、生死感と言いますか、こういう中で、墓というものについて、これは、ある程度まあ、今後も、必ず必要なものがあるのではないかなというふうに思いますし、それが1つの家族のよりどころになるんではないかなということが、前提にあります。

そういう中で、今、核家族化をしてきてですね、核家族の中で、非常に、私達のような

団塊の世代が、また、そういう墓地が必要な時代を、時期を迎えてきている。そういう需要を、これから取り込むことができるかどうかまあ、こういう点についても、十分検討していきたいと思っております。以上です。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、もう時間ないですけども、井上君。

7番（井上洋文君） 分かりました。

町長が、前にも答弁で、検討ということだったんですけども、まあ、災害があったものでね、私もその後、よう質問してなかったんですけども、また、ひとつよろしく願いします。

あのまあ、それに併設してまあ、ペット霊園等の、やっぱり需要もありますので、よろしく願いします。以上で終わります。

議長（矢内作夫君） 以上で、井上洋文君の発言は終わりました。

ここで暫時休憩をしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） それでは、再開を2時50分ということをお願いしたいというふうに思います。

午後02時33分 休憩

午後02時50分 再開

議長（矢内作夫君） はい、休憩を解き、会議を再開いたします。

続いて、5番、金谷英志君の発言を許可いたします。金谷君。

〔5番 金谷英志君 登壇〕

5番（金谷英志君） 日本共産党の金谷英志でございます。

私は、通告は2点。再生可能エネルギーの研究は進んだかと、学校給食の地元産食材使用拡大は進んだかについて伺います。

まず、1点目の再生可能エネルギーの研究は進んだかについてですが、再生可能エネルギー買い取り法案が、国会で可決しました。この法律は、買い取り費用を賦課金として電気料金に転嫁するなど不十分な点もありますが、固定価格買取制度導入によって再生可能エネルギー普及の一步になります。成立の大きな要因は、全国的な再生エネルギーへの転換の世論があります。

6月議会の一般質問で町長は、本町で取り組める再生可能エネルギーの情報収集と研究に努めると答弁されています。その後の研究成果について伺います。

1、原発の安全神話が崩壊する中、福島の状態を見るとき、原発から撤退し再生可能エネルギーへの政策的転換が求められていますが、原発撤退への町長の見解を伺います。

2、地域新エネルギービジョン策定等事業を実施している自治体は、平成18年当時、全国で703箇所。兵庫県下では、神河町、多可町、稲美町が策定しています。当時は温暖

化対策の一環で取組まれてきたものですが、現在の状況ではエネルギー政策の転換の観点から策定が求められています。本町でも新エネルギービジョンを策定するべきではないか。

3、太陽光発電は、日照時間、太陽高度、近隣の建物による日照への影響、設置面の向きなどによって発電電力量に地域差が出ます。資源エネルギー庁によると兵庫県の年間発電量は、全国平均を1とした係数では1.03と、ほぼ全国なみの発電量があります。

1、本町の発電量はどれくらい見込まれるか。

2、残土処分地や民間住宅、工場屋根などソーラーパネル設置可能面積はどれくらいか。

3、工事費の見込みはどれくらいか。

4、ソーラーパネル設置に助成し、普及を図るべきではないか。

大きな4、千種川とその他支流の小水力発電可能地の調査状況はどうか。

北海道では、NPO 北海道自然エネルギー研究会が地域の人と協力して、小型水力発電設置可能地域とその推定発電量が分かる小水力エネルギーマップを作成しています。

5、風力の賦存量調査はどうか。細かな風況調査は、移動式の簡易風速計を使用して、地形の複雑なところは100メートル、平地では1キロ毎に調査する方法もあります。

6、バイオマスの研究はどうか。バイオマスには、木質・林業系と農業・畜産系があるがそれぞれの潜在量の見込みについて伺います。

議長（矢内作夫君） はい、1問目、町長、答弁願います。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、金谷議員からのご質問に、お答えをさせていただきます。

再生可能エネルギーの研究は進んだかということのご質問でございます。毎回の議会です、この問題についてご質問をいただいておりますが、なかなか今の国のエネルギー政策等も明確に、未だ示されていない中で、非常にまあ、難しい課題ですから、佐用町の中です、どのような研究を進んだという、ここで発表できるような、お答えできるようなです、研究といふところまでは、できておりませんが、原発の事故を踏まえたです、今の状況の中で、お答えをさせていただきたいと思っております。

まず、最初に、原発から撤退をし再生可能エネルギーへの転換が求められていますが、原発撤退への私の見解ということでございますけれども、現代文明は、科学技術の発展によって、豊かな社会を作り出してきたわけでありまして、科学技術は、諸刃の剣であり、生活を便利に豊かにしてくれるだけではなくて、その裏には、いろんな危険が形成、リスクが存在していることを忘れてはいけないというふうに思います。

原子力発電も人類科学の成果であり、より大きな効率的なエネルギーを生み出し、私達の豊かな生活を作り現代社会を支えているということは、これは、まぎれもない事実であるかと思っております。

そこに、この度の事故が発生したわけでありまして、その裏、原子力発電の科学技術の裏にはですね、大きな危険性があつたことを再認識させられたわけでありまして。

まあ、しかし、危険性においてはですね、原子力発電だけではなくて、化石燃料を使う火力発電も、以前から非常に危惧されております地球温暖化という本当に深刻な問題が存在しているわけでありまして、また、再生可能エネルギーと言われる水力発電においてもですね、そのためのダムを建設することは、環境破壊を伴うということで、非常に、この問題も大きな問題を抱えております。

まあ、そういう状況の中で、今、この度の事故について、国民全体の目が、原子力発電に注がれて、その危険性がクローズアップされていることは、これは当然のことだと思

ますが、一方、この危険性がないと言われる、持続可能な再生エネルギーにおいて、私達の今の社会を支えるエネルギーを賄うことは、そんなに簡単でないということ。このことは、冷静に考えれば、誰でも容易に分かることであります。

このエネルギーの問題は、国家の根幹にかかわる国の最重要課題であるというふうに思います。原子力発電の歴史も、まだ半世紀しか経っていないわけでありまして、国においてもですね、当然この、国家の根幹にかかわるエネルギーの将来の問題を含めた、50年先、100年先を見据えたエネルギー政策をですね、本当にこの際、しっかりと示していただきたい。そのことが、国にとって一番大事なことではないかというふうに思います。

まあ、そういう政策、エネルギー政策の上に立って、私達、地方自治体においてもですね、自分達の町でできることを模索していかなければならないというふうに考えております。

次に、佐用町でも、地域新エネルギービジョンを策定すべきでないかということでございますけれども、これも先ほど、今、お答え申し上げましたように、十分に、国の今、エネルギー政策、この問題についてですね、ビジョンが示されてるとは言えないと思います。佐用町のおきまして、以前に、再生可能エネルギー研究のためですね、木材チップや木材ペレットの施設を見学したり、バイオマスセミナーに参加をして、新エネルギービジョン検討委員会も立ち上げました。まあ、これは、この時点におきましては、地球温暖化に対して、どのように、この地域、地域としても、町としても、そういう役割。責任を果たしていくかという観点から検討をしたわけでありまして、しかし、現在の、この度の原子力発電の事故によって、国のエネルギー政策というものが、大きくこれから変わると思います。当然まあ、そういう国のエネルギー政策の示されるエネルギー政策をもってね、町としての、今後のエネルギービジョンというものを、できること、町ができることを考えていく、そういうことが、必要かと思えます。まあ、そういうことで、今後、新エネルギービジョンというものがね、どのような形で町として取り組んでいくか、これは、今後の課題であろうかというふうに思っております。

3項目の、太陽光発電についてのご質問でございますが、まあ、4点、ご質問がございます。

まず、発電量の見込みについてということでございますが、地域によって山間部と平野部とでは、日照時間に多少の違いがございますが、発電量は特に大きな誤差にはならないというふうに示されており、近隣の上郡町が1.026で全国平均とほぼ同じことから、本町でも同等の係数というふうに考えます。

2点目の、ソーラーパネル設置可能面積はということでございますが、その規模の問題だと思えます。今、佐用町として、まとまった土地としては、口長谷の申山、残土処分地の跡地が約5ヘクタールありますが、大規模なソーラー発電規模。メガソーラーと言われるようなですね、発電所を建設するような土地というのは、なかなか町内には、見当たりません。ただ、ある程度まあ、その小さな規模でいけば、あればですね、まあ、それは、休耕田も含めて、かなりの面積は、あるとは思いますが、それが、効率的なものであるとか、実施可能かどうか、この点については、これは不明確で分かりません。

3点目の、大規模な太陽光発電所の工事費の見込みについてでございますが、正確な根拠というのは、なかなか見当たりませんが、事例として、淡路市の、あわじメガソーラーでは、最大出力規模が、これは1,000キロワットということですから、それほど大規模とは言えないと思えます。メガソーラー、今、大きいのでは、1万キロぐらいが、1つの目安になっておりますので、ある意味では、まだまだ小規模な事業かもしれませんが、この1,000キロワットで総事業費が4億6,000万円かかっているということが、聞いております。

4 点目の、ソーラーパネル設置に助成をとのご質問であります。太陽光発電は、自然エネルギーの中でも一般家庭で一番利用しやすいエネルギーの1つだというふうに考えられておりますので、普及に当っては、システム設置費用の低下と国・県の補助制度の活用、また、発電した余剰電力買い取り価格の引き上げなど、町においても助成制度を研究して、普及に努める、普及が進むようにですね、そういう制度。新たな町としての制度も検討していくことも考えております。

4 項目の、小水力発電建設の可能性についてということで、前回の議会でもお答えをいたしました。佐用町の地形を見れば、山も低く河川の水量が年間を通じて十分に確保できない谷川が多くて、この小水力の場合ですね、やはり最低、落差が5メートル以上必要とも言われておりますし、その発電コスト、経済効果、そういう条件が十分に満足できる適所というものは、なかなか見当たらないと思います。そういう点で、現時点では、町として、小水力発電に取り組むという環境ではないというふうに考えております。

5 項目の、風力発電の調査についてのご質問ですが、このことについても、前回答弁させていただきましたように、風力発電は安定した風速、騒音や低周波等、設置場所にもいろいろと問題が多くて、佐用町のような所では、自然の条件的に大変難しいと思われまので、風力の賦存量調査等は行っておりません。

6 項目の、バイオマスの研究についてのご質問ですが、バイオマスは石油や化石燃料を除く再生可能な有機性資源のことで、近年、地球温暖化の防止と資源リサイクルの促進等による循環型社会の構築に役立つものであろうかと思っております。その中でも、バイオマス資源には、木質系、畜産系、農業系や生ごみ系、し尿・汚泥系等に分類されておりますけれども、主に木質系は町内にも森林が多く、資源として有効的に利用すれば、潜在的な量が、かなりの量が見込まれるものと思われま。畜産系、農業系についても、それぞれ存在、ありますけれども、土地還元にも多く使われており、農家との、やはり農業との調整ということもありますので、やはり佐用町において、今、一番可能性の高いのは、佐用町の森林資源を利用した木材の、このエネルギーとしての利用。こういう点についての、そういう可能性が、非常に高いのではないかというふうに、今、考えているところであります。

以上、この問題につきましての、この場での答弁とさせていただきます。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、再質問、金谷君。

5 番（金谷英志君） まず1点目の、原発からの撤退についての見解ですけれども、まず、町長が言われたのは、もう、再生可能エネルギーは原発に変わる、まだ、それだけの技術が確立していないということなんですけれども、技術的に、その一方では、再生可能エネルギーでもやっていくという、科学者の研究結果もあるんですね。原発 54 基分の、まだ、その2倍、3倍、40億ワット、ギガぐらいの、その再生可能エネルギーの賦存量があると。そういう研究結果もありますから、町長としては、その再生可能エネルギーが、もしその、技術的な研究が進むならば、ある程度、条件が整えば、原発からの撤退も、その自然可能エネルギーには、その、転換をすると。そういう方向では、町長は、そういうふうに思っておられるのでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君）　　まあ、この原発の事故以来ですね、いろいろな、いわゆる専門家といわれる方が、いろんな研究なり見解を述べられております。ですから、今、言われたように、何十倍もの、潜在的なですね、再生可能エネルギーが存在しているんだということも、私も、何かで読みましたけれども、ただ、それがですね、直ぐに、技術的、また、経済的にですね、可能になるかどうかということも、これも非常に時間的な問題があります。

まあ、ただ、そういうことがね、今後、徐々に進められていきながら、本当に再生可能エネルギーで、これを賄っていくことが、持続可能な、この社会を構築していく上での一番大事な問題、課題でありますから、それが可能になればですね、それは、素晴らしいなというふうに思います。まあ、そういう方向で、当然、研究もされていき、技術も、これから、いろいろと開発されていくんだというふうに思いますけれども、ただ、先ほど言いましたように、それが直ぐに、ここで可能性に、そういう転換ができるかということになりますとね、これは、それぞれに大変大きな問題が、課題があって、簡単な問題ではないということは、これは、誰にも分かっていることだと思います。

〔金谷君　挙手〕

議長（矢内作夫君）　　はい、金谷君。

5番（金谷英志君）　　そういうふうに、ある程度、再生可能エネルギーがね、技術的には、時間の問題だと。ある程度、決断すればね、その、世論調査なんかでも、5年先、10年先、30年先と世論調査ありましたけれども、5年先を見据えた。5年後には、もう、撤退するんだという意見もあるんですね。まあ、10年かかるかも分からんけども、30年かかるかも分からん。

一方では、その原発の、止めた原発を、どういう処理していくか、そういう面もありますから、30年かかるかも分からない。そういうことも言われると思うんですけども、地域省エネルギービジョンは、佐用町は、策定してない。これは経産省が、まあ、全国的に、どっちか、地域省エネルギービジョンか、それとも地域新エネルギービジョンか、どっちかを選択して、佐用町は、省エネルギーの方を選択して、そういうビジョンを策定されていると思うんですけども、この時も温暖化に対して、省エネでやっていくか、新エネルギーに、どっちかでやるかという、その選択のうちで、その新エネルギービジョンを選択した佐用町ではなかったということなんですけれども、改めて、この省エネよりもね、策定する場合には、当初は、その補助金なんかもあったんですけど、今の段階で、この新エネルギービジョンを策定する場合に、国からの助成なりはあるんでしょうか。

〔住民課長　挙手〕

議長（矢内作夫君）　　はい、住民課長。

住民課長（谷口行雄君）　　今、ここに書かれてます稲美町とか神河町等の新エネルギービジョンを見させてもらいました。まあ、その当時についての、その補助金の対応につきましては、ちょっと、私も、調べてないんですけども、まああの、新エネルギービジョンに対して、いろいろ、太陽光発電とか風力とか、そういう、いろんな諸々の、今の原発、火力に替わる新エネルギーの調査がされております。まあ、そういうことで、今のところ、私のところでは、ちょっと、そこまでは、国の補助の対象は、ちょっと調べてないんですけど

も、そういうことで、あったように思われます。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5番（金谷英志君） 1つの佐用町の方向として、基本的な計画を立てる上で、新エネルギービジョンというのは、ある程度、経産省なんかでも、雛形みたいなん作って、そういうふうなんあるんですね。今、先ほどの町長の答弁でも、今の段階で、国のビジョンなりがね、示されていない段階で、その新エネルギービジョンの、町としては、あんまり作成できる状況じゃないということなんですけれども、まあ、国のほうがあるとしても、18年には、そういう一定の方向があったわけですから、それに基づいたとしても、基づいてやったと。今の状況じゃなくて、18年度当時の状況からしてもね、その新エネルギービジョンの策定が、基本的な計画として、町としては一緒じゃないかと思うんですけれども。

山梨県の都留市で、新エネルギービジョンの策定しておるんですけれども、その具体的な、どういうふうな、やっていくかということなんですけれども、個別のプロジェクトでは、太陽光発電システムの導入や、モデル型小型風力発電システム、マイクロ水力発電システム導入、燃料電池の導入、これが、公共施設でやられるというふうな計画立てているんですね。

それから、森林資源の活用と、それから地域の連携でやっていくプロジェクトとしては、山林保全ボランティアの組織化とか、森林バイオマス発電システムの導入とか、それから、温泉廃熱利用システム、マイクロ水力発電システムの導入。こういうふうな、具体的に、方向も決めて計画やられるんですね。

まあ、その、新エネルギービジョンを作らないにしても、何か、再生可能エネルギーをやっていく、町としての方向性の、計画は立てるべきだと思うんですけれども、いかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 平成18年の時にはですね、当然まあ、この地球温暖化問題が、非常にクローズアップされて、そのCO₂の削減、まあ国も、当時の国の方針として25パーセントを削減するとかというようなですね、まあ、そういう中で、省エネと、それからCO₂の削減、こういう点が、非常に今、大きな問題として、まあ、この計画を作っていくということだったと思いますけれども、まあこの度の、まあ、この原発の事故を踏まえて、そのエネルギーの、もう一番根幹、基になるもの。省エネだけじゃなくてですね、このエネルギーを何で、今後賄っていくかという、大きなまあ、一番根幹に係わる問題が、クローズアップされていくというか、出てきたわけですね。ですから、その点について、なかなか、佐用町のような小さな自治体だけでね、これは、考える問題ではない。これは、本当に、国の根幹にかかわる、国の、国としてですね、しっかりと、これは示していただかなければならない。計画を作っていかなければいけない。まあ、こういう問題だと思います。

ですから、その、それは、その中で、まあその、小さな町としても、じゃあ何が具体的にできるのかということ。まあ、こういうことを、やっぱり考えていかないですね、本

当に作っただけで、ただ、どこかにある物持って来て、ただ、それを真似て作るということではですね、何も役に立たないというふうにも思います。

だから、そういう意味で、作ることは必要。その作る必要性があれば、当然、作りますし、ただ、今の段階としては、佐用町として、だけの独自のものを作れるような段階ではないというふうに思います。

〔金谷君 拳手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5番（金谷英志君） まあ、独自のものではなくて、その、18年度に各、最初に言いましたように、703自治体で、全国で、制定しているんですね。策定しているんです。ですから、その今、それを踏まえた上で、18年から、その、今までの踏まえてですね、改めて立てるというのは、それは、全然、国の、ある程度方向性は出ているわけですから、国のビジョンを待たなくても、佐用町としての、ある程度の計画、大まかなですよ。具体的な経過、さっき言いましたような、マイクロ水力とか、それから、太陽光とか廃熱利用とか、そういうような具体的な計画まで含んでも、ある程度の、全体的な大きな方向性を持った計画は必要じゃないかと思うんですけども。それを立てると、何についても、何を指すか。目標を持って、立てないとできないということですから、やっぱりある程度の計画は立てなあかんと思うんですけども、再度お願いします。

〔町長 拳手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵造典章君） これは、非常に緊急性のある、今、国としての問題でね、国としても、かなりいろいろとその政策がもう出てきていると思いますし、出されると思います。そういうことを踏まえて、町としても、それに並行してですね、この問題についても取り組んでいくことは、これは当然必要だと思います。

〔金谷君 拳手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5番（金谷英志君） 具体的には、その、先ほど挙げました、太陽光についての、賦存量の調査ということで、先ほどその、大きなメガソーラーをつくる時の、その土地とかいうんじゃないくて、一般に言われているのは、住宅の屋根につけるソーラーパネルが、大きなメガソーラーも、それは1つと固まれば大きいんですけども、一般の家庭、それから各工場、それから役場なり、それから公共施設の屋根なりに達したら、メガソーラーよりも大きな、全国的には、何十倍、何百倍というような、その、太陽光パネルを設置可能面積に、太陽光を受ける賦存量があるんです。やっぱり、それもやっぱり調査された方がいいと思うんですけども。じゃないと、佐用町全体で、一般、最初に質問したのは、そういうことなんです。メガソーラーの設置できる面積だけじゃなしに、一般家庭とか、その、工場、それから、公共施設の上というような、それも含めた太陽光の設置可能面積はどれぐらいかとお聞きしたんですけども、それは、出てないんでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） まあ、一般家庭も含めたり、いう点については、なかなかまあ、これ、その屋根のね、家が存在している場所、それから屋根の向きとか、その細かいこと言えれば、なかなか難しいと思います。

でもまあ、通常平均的にですね、この太陽光発電、まあここは、地域的にも、それほど全国平均からして、その一平均の発電量が見込まれるということですから、戸数から見て、何千戸あって、その何倍ということでの計算は、直ぐできますし、また、学校とか、また、公共施設、まあ、そういう所に設置をするとすれば、それはまあ、面積的には直ぐ出ると思います。

それは、ただ、それを出してね、じゃあ、それをどういうふうに、今度活かしていくのか。実際に事業を行っていくか、これは、こうなってくると、今度は、そういう小さな物を、たくさん設置して行って、その経済性、事業費から見て、効率性が、本当に保てるのかどうか。実際に事業可能かどうかということになると、これはまた、別問題だというふうに思いますけれども。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5番（金谷英志君） その、別問題かどうかは、それこそ別にしても、ある程度、佐用町にどんだけ賦存量があるかというのは、つかんでおかな、基本的な資料というかね、基本的なデータとして持っておかなあかんもんだと思うんですね。

22年度新工ネ発電等設備状況というのが、これあるんですけども、それによったら、風力発電が、まあ、単位だけ言いますわ。キロワットですけども、389。それで、太陽光発電というのが114。これとは別に、特殊太陽光発電というのが71万9,000というのがあるんですね。この特殊太陽光発電というのは、太陽光発電のうち、太陽光発電の余剰電力買取制度により買取対象となった施設を、新たな発電形態として区分したものの。というのは、一般住宅の上にあるソーラーパネルということなんです。

ですから、これ、メガソーラーだけの敷地じゃなしに、先ほど、今、町長、大雑把にザクッとね、概要。件数は何ぼで、佐用町の屋根が、何ぼあるから、それで、ザクッと、そういうようなことが出せると言いましたけれども、一応、政府の方の資料では、特殊太陽光発電というのは、きちり、こういうふうな数字として捉えているんですね。これは、余剰電力買取制度を申し込んだということがありますから、きちり数字としては出るんですけども、それにしても、一般の住宅で、南向きの屋根がどれぐらい、山の陰になるとか、先ほど、質問の中にあるように、山の陰や、それから建物の陰、南向きとか、向きとか角度とか、いろいろあるんですけども、それを踏まえた上で、佐用町の太陽光発電の賦存量はどれぐらいかと。データとしては、やっぱりつかんでおかなあかんと思うんですけども、いかがですか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 屋根、個人の住宅のですね、屋根だけではなくて、もっともっと広い所が逆にあるわけですね。山もあるし、田んぼもあるし、設置しようと思えばですね。だから、まあ、例えば、そういう潜在的な発電能力がいくぐらいあるかということになりますと、町面積にける何キロワットだという、設置、だいたいね。何割ぐらいが設置できるというような計算で、これは、大雑把には出て来ると思いますし。

ただ、住宅の場合、例えば、佐用町に全体が4,000件。8,000件なら8,000件の家があるとすれば、1戸が、だいたいまあ、3キロとか4キロぐらいな発電ができるわけですから、だから3万とかですね、キロワットの発電能力があると。潜在的な、そういう発電が可能だということだと思えますけれども、実際、それぐらいな面積というのは、他のその土地、ある程度の規模の太陽光発電施設を建設すればですね、これは直ぐに、コストが別にして、可能は、それぐらいな発電量の建設をすることは、可能なわけですね。

ですから、私、その細かいことね、今、つかんでおこなきゃできないと言われることの、その辺の意味が、なかなか私には、理解ができないんですけれども。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5番（金谷英志君） 面積があって、佐用町面積、全体の面積があって、山とか関係なしに、その太陽が当たる面を割り出そう思うたらそうなんですよ。

実際に、太陽光パネルを設置するというのは、計画立てる上ではね、屋根、今、町長言われましたけれども、山や田んぼに太陽光パネルは、実際には、そりゃ工事費別にしたら、それは、何ぼでも建てれる。付けれるでしょうけれども、実際に、今の太陽光パネルを設置するコストで、やろうと思ったら、民間の住宅の屋根か、工場の屋根か公共施設の屋根、これでしたら、直ぐにできるんですね。それが、設置可能面積ということなんです。土地の面積を聞いておるわけじゃないんですよ。

それを知る。どれだけ、佐用町に、そんだけ量があるかというの知らなくても、実際、計画は立てれるんですか。工事費なんかいくぐらい。実際に、このエネルギービジョンでも、細かく計画なってきたら、実際に賦存量は何ぼあって、設置面積、工事が何ぼでって、細かくそれを計画立てていくんですね。ですから、基本的なデータとしては、本当に設置可能な面積を知っておくべきじゃないかと、そういうことなんですけれども、それでも、それ、意味がないことなんでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、設置を今後ね、していく点については、その段階においては、その計画上、どれぐらいな可能性があるかということも必要かとも思いますけれども、まあ、それよりかは、今、その屋根とか、そういうことしかないと言われますけれども、実際に、その可能性があるのは、もっと広い土地。今、いわゆる休耕田なんかも含めてね、そこだって、十分、逆に、その可能性はあるわけですから、その、住宅の屋根というのは、まだまだ、全体の面積から言うたら少ないわけね、あまりその、細かくその、1軒、1

軒、住宅を調べていくようなね、そんな時間と手間をかけてしても、それほど意味はないというふうに、私は思いますけども。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5番（金谷英志君） 小水力の方に移りますけれども、小水力の、今まで小水力をやってきたのは、土地改良区で主にやってきた。ですから、管轄も農林水産省なんですね。ですから、今度、電気の買取制度が決まりました。ですから、ある程度、今まででしたら、土地改良区で使う電力しか、その、なかなか、電気事業法で使えなかったということがあるんですけども、これも、ある程度その、町長が1回目の答弁ではね、その、なかなか、水力が確保できない。5メートルの落差がないと、10メートル、5メートルの落差がないとできないということでしたけれども、今の状況はね、小水力発電は、完成度の高い技術と言える。近年、技術開発により低落差、小水量でも発電可能な水車発電機が実用化され、小水力発電の効率化、低コスト化が進み、従来は難しかった地点でも、経済性のある計画が可能となっており。こういうふうな、これ、鳥取県の資料なんですけどね、鳥取県が、実際に県として小水力に取り組むという時に、計画の中で、こういう小水力発電の特徴として挙げているんですね。

ですから、技術としては、町長、あまり佐用町は水力はないと言われますけれども、私は、千種川の本流ではね、なかなかその、用水路や、今実際にある、本流自体を、その、水量を見るならばね、それは、なかなか可能性のある小水力の賦存量があると思うんですけども、いかがですか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） その技術的にはですね、その費用を度外視すればですね、そういう発電の可能性というのは、潜在の能力、発電量というのは、あるんだと思います。

まあしかし、これも、鳥取県は、そういう方向で、鳥取の地形とか、そういう河川の状況で、そういう県としてのね、計画なり方針を出されたと思いますけれども、先般まあ、県知事と、兵庫県の県知事とお話した時には、兵庫県においてはですね、やはり、兵庫県としても検討はしたけれども、県下においては、小水力というのは、なかなか、この兵庫県の地形、状況では、これは可能性があまりないというふうに、まあ、兵庫県としては、まあ、特に、知事としては、そういう見解を持たれておりました。

で、佐用町においてもですね、千種川の本流、それは水量はあったとしてもですね、それを少なくとも、5メートル、6メートルの落差を簡単に作れるところ。そういう所は、なかなかありませんし、それをつくろうとすれば、相当のダムをつくらなきゃいけないということになりますから、まあ、ダム建設についての、また、大きな問題が、また、先にあるわけですから、まあ、小水力という形は、ダムをつくらずにね、発電をするということだと思っておりますけれども、そういう小水力と言われるような形では、今、千種川への、本流見てもですね、ずっと上がって行っても、そういう、私は場所はないというふうに思います。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5番（金谷英志君） もうちょっとね、それ研究して欲しいと思うんですけれども、小水力の発電にかかわる農業水利。これは土地改良区の計画ですから、ダム、落差工、急流工、開水路、パイプラインなどがあると。

ですから、町長言われるのは、落とし込みという、こう、落差をつくって、こう、水車を回すということまでない。流してこう、ずっと水車を回すという。その落差がなくても、ほとんどなくても、流れる流量さえあればね、その、できるような、こういう技術もあるんですね。

まあ、兵庫県が、兵庫県も、ある程度、研究はされているんでしょうけれどもね、その前の、やっぱりその、この買取制度ができる前の、全体の、土地改良区時代のことが、頭にあるんじゃないかなと思うんですけれども、それで、もうちょっと小水力については、研究もして欲しいんですけれども、そのために、正確な流量。簡単なことで、その流量なりは調べられるんですね。

例えば、普通のNPO法人なんか、高校の先生なんか、やっている。北海道なんかではやっているんですけれどね。ペットボトルをこう、流して、それを、全体の量を測って、ペットボトルで測るとかね、そんな簡単な、流量が測れると。ただ単に、その川の流量と落差いうだけを調べることだけなんですけれどね、その全般に、兵庫県が、そういうふうに言われているからということなしに、やっぱり佐用町としても、流量の調査。小水力が設置可能なね、その流量が、どれくらいあるかというのも、やっぱりもう一度調査されたらと思うんですけれども、いかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まああの、細かな、そういう具体的なね、調査というのは、なかなか、ある程度見通しが立たないとできないと思います。

私はまあ、佐用町のような状況。私も、全国、いろんな所を見てますけれども、まあ、地形的に見てね、決して佐用町という所は、小水力、また、風力、まあ、こういう点についてはですね、条件的に適所ではないと。そういう判断をしております。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5番（金谷英志君） その風況調査にしても、もう佐用町は、初めに町長も、一言でその、風力を使うような状況やないと言われるんですけれども、最初の質問にも出していますように、細かな風量調査をするんです。風の通り道みたいなもあってね、ですから、風が強いと言われているような、その、群馬とか山形なんかでもね、なかなかその、風の通り道というのがあって、ここに設置したらいいいう、その谷ごととか山ごと。100メートルとか、それくらいごとに、風力計を持って行ってね、持ち運びできる風力計を持って行ってね、そういうようなのを調べているんですね。

ですから、ザッとね、全国的な風況調査地図を、マップを見て、佐用町では、風力はないのかなというぐらいのことではなくてね、ある程度その、細かくね、それも調査されたらええんじゃないかと思うんです。それもやっぱり1つのデータとしてね、持っておく。それを調べた上で、やっぱり佐用は、風力には向いてないなということが出れば、それはそれでいいんですけれども、頭から、その全国的な状況だけ見て、佐用町には適してないと言われているように、私は思うんですけれども、どうでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 風力についてはですね、全国、かなり作られましたけれども、なかなかうまくいっていないというのが、今の段階です。

で、佐用町と同じような地形であります多可町にも1基あります。ここも、いろいろと試験的にですね、調べて、当然、その設置については、調査をしてされたそうですけれども、これ全く駄目だと。風力というのは、山の中で、こういう所でつくるべき施設ではない。やはり海岸とかですね、本当にずっと風が、常時吹いている所。年中、ある程度確保できる所。そういう所でやるべきであってね、これが安いコストでできるんだったら、まあ、やってみたらいいかなということになりますけども、やはり、相当のお金が、費用がかかるわけです。

ですから、そうした無理なものをね、やる必要性は、私は、ないと思います。もっと、やっぱりやれることをやらなきゃいかんと思います。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5番（金谷英志君） 直ぐね、太陽光の、風車をつくれとか、小水力の発電所をつくれとか言うているわけじゃないんです。

その前段階としての調査をして欲しいと。するべきではないかという質問なんです。今直ぐその、無駄なものと言われますけれども、調査は無駄にはなりません。いろんな、佐用町にある、そのエネルギーの賦存量は、測るのは、決して、私は、それは無駄ではないと思うんですけれども、いかがですか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） やはり佐用町だけで、この全体を見ているんじゃないんですね、こういう調査も、ある程度、そういう国の機構の中で調査を、基礎的な調査がされております。だから、そういう中で、やはり佐用町においては、例えば、風力においてはね、やっぱり適所ではないということも言われているわけですから、そういう意味で、私は、お答えをさせていただいております。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5 番（金谷英志君） 町のね、その庁内の体制について伺いたい。

前もこれは聞いたんですけれども、その、いろいろ今、住民課。住民課の方で、その、私の質問に対しては、いろいろ準備もされたと思うんですけれども、その、兵庫県で、この6月議会。議会でだと思えます。議会で決まったかどうか、兵庫県では、新しいその、再生可能エネルギーの部署をつくられたとね、そういうふう聞いています。

ですから、佐用町内、本町でもね、そういうふうな、ある程度の部署を。係とか室とかまでもいかにしてもね、ある程度の担当者を決めて、再生可能エネルギーに取り組む、その担当者をね、決めるべきだと。

ある程度、誰に、企画防災課なんか、住民課なんか、前もそれ、ちょっと分からなくて、ですから、そういうふうな担当係を決められるようなお考えはどうでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まああの、町も、あらゆる町行政、いろんな課題に当たっているわけですけれども、ですから、なかなかね、1つ1つ専門的に担当者を、専属で配置するということは、これはなかなか難しい。人事的に難しい面がございます。

ただ、課題としては、それぞれの担当課の中でね、やはり、いろんな課題をまあ、複合的に、実際に対応していかなくちゃいけないということでございます。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5 番（金谷英志君） ソーラーパネルの設置の補助について、伺いたいんですけれども、県下では、大分やっている所があります。一番近くでは、宍粟市がね、やっておられるようです。

宍粟市では、市内に住所を有する者で太陽光システムを設置する者に対して、一番この宍粟市が有利な助成みたいなんですけれども、1キロワット当たり7万円。市内業者がする場合ね。市外の業者がする場合は5万円の助成をします。

先ほど、町長は、国なり県のを見て、それからまた、検討するということなんですけど、これ前も、12月議会でしたか言いました。その時も、同じような答えだったんですね。

ですから、こっだけやって、国もやると。県もやるというふうには決まっていますから、それで、佐用町も上乘せしたら、佐用町の負担が少なくなるで、住民の方にもね、そういうふうな設置もできるということですから、検討の段階ということなんですけれども、それ、前ずっと12月ぐらいからいて、同じ答えなんですけれども、検討はどうなんですか。前向きな検討なんですか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） まあ、太陽光パネル。これは住宅を今、建設、つくられる場合ですね、この設置は、だいたいまあ、普及してきているということだと思いますし、まあ、今後もね、一番簡単と言いますか、効率的に、このエネルギー。自然エネルギーを得る方法だと思います。

まあ、国の方向としても、今回の、今現在の状況見ても、そういう方針を今後進めていくということでありますから、町行政も、それと一緒に、当然、その中でね、方向としては、同じ方向で考えていくべき問題だと思っております。

ですからまあ、また、その具体的な内容については、今、各担当部署で検討するように指示をして、当然、予算が伴いますから、これは十分皆さんにも議論をしていただきたいと思っております。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5番（金谷英志君） 次、2点目の学校給食について伺います。

学校給食の地元産食材は、拡大は進んだかについて伺います。

1、学校給食の地元産食材の使用拡大については、昨年12月議会でも問いましたが、その後使用率割合は増えたか。

2、さらに拡大する施策はとれたのか。

3、生産指定団体では、野菜の規格、収穫量の確保が難しいので、供給体制がとれなかったということでしたが、これらの問題は解消されたのか伺います。

議長（矢内作夫君） はい、第2質問の答弁、教育長。

〔教育長 勝山 剛君 登壇〕

教育長（勝山 剛君） 失礼します。それでは、お答えさせていただきます。

まず、昨年12月議会以後、使用割合は増えたかというご質問でございますが、新学校給食センターにおける平成23年度の地元野菜の使用につきましては、時期的なものもありますが、まず、玉ネギは前年度の9月から3月までの購入量は155キロで、本年の4月から8月までの購入量は747キログラムで、592キログラムの増加となっております。ジャガイモは、前年170キログラム、本年は785キログラムで、615キログラムの増加となっております。

その内、玉ネギ298キログラム、ジャガイモ546キログラムにつきましては、一括購入により鮮度冷蔵庫で保存をしているところです。

また、冬野菜の白菜、大根、キャベツ等につきましても今後利用の拡大を図っていきたいと考えているところです。

次に、さらに拡大する施策はとれたか、というご質問でございますが、昨年度につきましては、当初スタート時の混乱を避けるため、旧のセンターで取引のあった、JA兵庫西、ふれあいの里上月、南光ひまわり市、味わいの里三日月の4団体を窓口指定し、その4団体に加入された生産者に限定しておりましたが、平成23年度は、JA兵庫西、ふれあいの里上月については昨年同様希望者がなく、南光ひまわり市は3名減の6名に、味わいの里三日月は1名減の2名となり、指定団体での拡大は、努力はしておりますが、非常に

困難な状況となっております。

このような状況を踏まえて、学校給食センター運営委員会役員会において、安全・安心な食材を提供いただけるのなら、指定4団体にとらわれず、納入団体を拡げていくことと決定しましたので、今後、農林振興課と協議して、登録団体、生産者を拡げていきたいと考えているところです。

次に、生産者との野菜の規格、収穫量の問題は解消されたかという質問でございますが、玉ネギやジャガイモにつきましては、一括購入したいので生産量を増やして欲しいと昨年度からお願いして、玉ネギ 298 キロ、ジャガイモ 546 キログラムを一括購入いたしました。指定団体だけでは十分な量が確保できていない状況でもございます。

また、規格につきましては、小さいものが含まれており、ジャガイモにつきましては少し多く、20パーセント程度の返品がございました。他の野菜につきましてはほぼ無返品となっております。徐々にであります。ご理解を得ているところでございます。この場での答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、再質問、金谷君。

5番（金谷英志君） 納入団体が、JA兵庫西や、ふれあいの里上月や、ひまわり市、味わいの里三日月で、まあ、減っているということなんですけれども、それで、答弁にあったのが、納入団体を拡げていくということなんですけれども、拡げていく。その今までどおりやっていたんでは、その、むしろ、指定供給団体グループは減っていく中で、拡げていく。拡げていく方策は、どういうふうなものでしょうか。

〔教育課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君） 当時ね、この4つの団体というのは、はじめてから、昨年9月から入っているんですけれども、旧のセンターにも取り引きがあった団体ということで、当初の混乱を避けるために、4業者に絞って、なお且つ、センター、給食センターですので、安全・安心ということがございます。それで、食の達人とか、そういう称号を取られている方いう方を絞り込んで、なお且つ、ここの会員ということにやっておりましたが、三日月とかね、ひまわり市は、当然ここ、6名とか、今でも2名やられているんですけれども、JAさんとか、ふれあいの里上月さんについては、当然、そういうお願いをしているんですけれども、JAさんは、特に、売り場が、販路がもう確定していると、その団体はね。それから、ふれあいの里上月さんにしても、自分とこの、上月でありますね。あそこに全部入れられてまして、なかなか、センターができてから、それと別に作るということは、今、非常にちょっと難しいみたいなんです。

で、当然ここにはお願いしていきますけれども、それ以外ですね、農林振興課と協議しまして、個人で、若い人がピーマンや、いろいろな物を作っておられる所あります。そういう方もね、全部シャットアウトするんじゃなしに、今後、協議して行って、ひとつこれから検討していく段階なんですけれども、それ以外の団体でもね、そういう誠意持って、子ども達のために、野菜を入れてやろうという方がおればね、そういう方も取り込んで、拡げていきたいなという努力をしていきたいと思っております。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5番（金谷英志君） 佐用町学校給食野菜納入生産者選定基準いうのがありますね。これで、今まででしたら基準、耕作状況が、相当な農地を有し耕作していると。

それから信用状況。環境保全、安全な農作物の生産に関心の高い生産者とか、農薬肥料の低減技術、安全・安心な農作物生産の観点から、西はりま食の達人の認定を受けているとかありますけれど、この基準を外されるという、この基準は、そのままなんですか。基準は、そのままです。

〔教育課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君） 今のところ、だから、一番、安全・安心というところ外すと、大変なんで、その、今、文書で書いているのは、堅苦しいこと書いてますけれども、俗に10年以上耕作されているとか、周りの信用度というのは、税金のね、納税状況とか、そういうことで一般的な生産者の方の常識を問うルールなんですけども、食の達人というのは、特に減農薬、無農薬ではございませんが、農薬の仕方とか、そういう1つのルールに、講習会を、年何回か受けられてて、あります。そういう所は、少なくとも、全くそれと同じ物じゃなかったもいんですけれども、そういうルールだけは設定しておいたものにしておきたいなと思ってます。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5番（金谷英志君） 申請の添付資料としては、納税証明書、それから指定供給団体の加盟者印。まあ、これはいらないですね。今回はね。

それから、西はりま食の達人。これは、そのままです。ですから、難しかったのは、納税証明とかね、添付する書類が、今まで生産者の方はね、もうややこしいんですよ。役場の方で何とかしてくれと。これも1つのね、ネックだったんですけれども、ある程度、その申請も簡素化された方が、その拡大する。今、拡大すると。納入団体拡大するとおっしゃられているんですから、その点も、その申請についての事務の簡素化はどうでしょうかね。

〔教育課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君） 運営委員会とも協議しますけども、そういうことであれば、できるだけ、その簡素化は、努めていきたいと思っておりますけども、安全・安心な部分で、1つ、（聴取不能）にするところだけは、保持したままね、そういう、できるだけ簡素化できるもの

は、していけるんだったらしていきたいと思います。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5番（金谷英志君） 旧の三日月の給食センターで、これは20年の、統合給食センターされる前でしたらね、81品目中30品目が地元でね、チンゲン菜とか、ほとんどもう、100パーセント地元産のチンゲン菜なんかを使われてた。先ほど、ジャガイモ、玉ネギ、ありましたけれども、これらについても、ほとんどね、今の現状を20年度はやられていたと。三日月の給食センターではね。

そやから、他の状況、統合する給食センターの前の、前の状況で、各給食センターの、三日月は、その最も20年度も、一番高かったんですね、地元産食材の使用率。品目にしても、使用の量にしても。ですから、三日月の給食センター、旧の三日月の給食センターが1つの基準になって、それ以上に、やっぱり統合した以上はね、その、地元産食材を増やしていくということになるかと思うんですけども。

学校給食センター建設に関する基本的な考え方。この時にも、一番最初に謳っているのが、給食費の公平性。それから、実質的な献立の統一。それで、次に、食材の地元産活用による地産地消を進める上で、佐用町の学校給食をセンター方式をしよう。こういうふうに謳っているんです。ですから、せめて、三日月の給食センター。旧の三日月給食センター以上のね、物がないと、その統合の、その効果というか、なかったと思うんですけども。その具体的な方策としてね、三日月で80品目中30品目でした。多くの100パーセント地元産がありました。それに近づけていくという方策については、どんなんでしょうか。

〔教育課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君） 今、ちょっと説明したように、主要団体ですね、生産団体を広げていきたいということの中からですね、それ以外に、玉ネギからジャガイモが主力ですけども、後20種類近くね、わずかな量ですけども、チンゲン菜等も入っています。

だから、今後そういうことを、特に、三日月と旧の南光のセンター。これが8割ぐらいが、そういうことをされてました。で、その量でいくと、今の量ぐらいしかないと。全体でいくとね。佐用と上月が圧倒的に多いんでね。これを何とか埋めていきたいなというんですけども、センターに合わせて作付けが変わっているわけじゃございませんので、今後、十分、ふれあいの里上月とかJAさんも、入れている所はあるんでしょうけれども、何とかセンターと、こういう形で窓口になっていただいているんでね、そこも協力して、加入していただくということと、それ以外の所にも、違う野菜の品目でもですね、協力していただきたいという努力をしていながら、何とか、今言われているように、全体の5割、6割になるような努力はしていきたいと考えております。

5番（金谷英志君） はい、終わります。

議長（矢内作夫君） 以上で、金谷英志君の発言は終わりました。

お諮りをいたします。後5名の方の質問が残っておりますが、これにて本日の日程は終了したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めますので、これにて本日の日程は終了いたします。

次の本会議は、明27日、午前10時より再開をいたします。本日は、これにて散会をいたします。どうも、ご苦労様でした。

午後03時50分 散会
